

令和5年3月14日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎大石委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、付託事件の審査等についてであります。

〈小中学校課〉

◎大石委員長 まず小中学校課ですが、昨日の質疑の関係で少し説明があるということですのでお願いしたいと思います。

◎今城小中学校課長 昨日、教職員・福利課からの説明の際に塚地委員から御質問のありました、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援に係ります、令和5年度の本県の対象者数について御報告させていただきます。

この件につきまして、文部科学省から調査依頼がございました。12月に回答いたしました数ですが、小学校が7名、中学校が5名の計12名でございます。

以上でございます。

それでは、令和5年度の当初予算の案につきまして御説明をさせていただきます。

御手元の資料ナンバー2、議案説明書当初予算の633ページをお開きください。まず歳入でございます。主なものについて御説明をいたします。

中段でございます、9国庫支出金の6教育費負担金は、小中学校の教職員の人事費に対する国庫負担金でございます。

2国庫補助金の12教育費補助金は、放課後等の学習支援員や部活動支援員、指導員の配置などの事業費に対する国の補助金でございます。

次に、3委託金の11教育費委託金は、国の委託事業で在外教育施設派遣教員や、国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

続きまして、635ページをお開きください。歳出でございます。小中学校費の主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1小学校教職員人件費と2中学校教職員人件費については、小学校2,964人、中学校1,797人の教職員の給与費でございます。

次に、3小学校教職員旅費と4中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費でございます。

5教育事務所費は、県内の3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などでございます。

636ページを御覧ください。上から4つ目の6管理諸費のうち、1つ目の教職員人事システム運用保守等委託料は、教職員管理人事システムの保守を委託するための経費でございます。

その下の事務費につきましては、教職員の人事管理経費や、校長、教頭の管理職研修、

小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などがございます。

次に、7 指導諸費は、小中学校の教育課程における教育活動を推進するための研修旅費などの経費でございます。

次に、8 学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業の経費を計上してございます。

そのうち、下から3つ目の学力状況調査委託料は、学力課題を改善するために、小学校4年、5年と中学校1年、2年の全児童生徒を対象とした学力調査、質問調査を実施することとし、問題の作成、採点、集計等の業務を委託するものでございます。

次に、英語教育強化事業委託料は、児童生徒の英語で書く、話すといった発信力を磨くウェブシステムの構築や、指定校の取組普及促進を図る、番組制作を委託するための経費でございます。

次に、放課後等学習支援事業費補助金は、児童生徒の基礎学力の定着や、家庭学習習慣の確立を図るために、放課後及び長期休業期間に実施する補充学習等の学習支援員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

637ページを御覧ください。部活動指導員配置促進事業費補助金は、中学校の文化部活動を担当する教員を支援し、部活動の質的向上を図るために、単独で指導や引率などができる部活動指導員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

次に、学校運営協議会制度推進事業費補助金は、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置に関して効果的な支援を行うことで、地域とともにある学校づくりを推進するため、市町村が実施いたしますコミュニティースクールの導入に要する経費に対して支援を行うものでございます。

次の事務費でございますが、主な事業の予算が事務費に含まれておりますので、別の資料にて御説明をいたします。青いインデックスで、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載をしております資料の4ページを御覧ください。

タイトル1、チーム学校の推進（チーム学校の基盤となる組織力の強化）のページでございます。ページの中ほどにございます組織力向上推進事業では、義務教育9年間を見通した小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーの配置や、中学校においては、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当します、教科のタテ持ち等の指導助言を行います組織力向上エキスパートによる学校訪問、義務教育9年間を見通した高知県型小学校教科担任制の実施に要する経費を計上しております。

次に、5ページを御覧ください。チーム学校の推進による教育の質の向上でございます。まず、ページの中ほどにあります、「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクトでは、授業づくり講座を拡充しまして、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進

に必要な、講師謝金等の経費を計上しております。

このページ左下でございます、学力向上検証サイクル確立事業は、児童生徒の学力定着状況を把握し、指導の改善に生かすための調査に要する経費や、中学校の学力対策の強化のためのブラッシュアップ研究協議会等に要する経費を計上しております。

また、その下でございます、デジタル技術を活用した基礎学力向上対策として、デジタルドリルを活用した実証研究事業を指定中学校区で行いまして、基礎学力の定着と向上に努めるための経費を計上しております。

同じく、このページの右下を御覧ください。英語教育強化プロジェクトの新規事業といたしまして、地域と一体となった英語教育の取組を通して、児童生徒がグローバル社会の中で活躍するために必要な資質・能力を育成する取組に要する経費を計上しております。

それでは資料ナンバー2、議案説明書当初予算にお戻りいただきます。637ページをお願いいたします。

9豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道徳教育を推進するものでございます。

高知県教育文化祭負担金は、子供たちの情操教育や感性を育むため、各種文化行事を主催する高知県教育文化祭運営協議会と共催をする、県としての負担金でございます。

最後に、事務費につきましては、キャリア教育の充実を図るための協議会や、道徳教育を推進する担当教員の資質向上に向けた連絡協議会等の事業費、また、道徳の副読本の印刷費用などがございます。

以上、令和5年度の小中学校課の当初予算の合計は360億2,064万9,000円で、対前年度比5億3,476万4,000円の減となっております。

引き続きまして、令和4年度補正予算案について御説明させていただきます。御手元の資料ナンバー4、議案説明書補正予算の319ページを御覧ください。

歳出につきまして、右側の説明欄で御説明いたします。1小学校教職員旅費と、2中学校教職員旅費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修が中止またはオンラインでの開催になったことや、修学旅行が来年度に延期になったり規模を縮小して実施したことなどから、教職員に係る旅費の不用額が発生したものでございます。

次に、3学力向上推進対策費の放課後等学習支援事業費補助金は、市町村が行う放課後等の学習支援員の配置に対して補助を行ったものでございますが、市町村が計画をしていた放課後等の補充学習の実施日数や実施時間などに変更があり、当初見込んでおりました予算額を下回ったことから、補助金の不用額が発生したものでございます。

以上で、小中学校課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎森田委員 放課後学習支援の2.3億円は自治体への支援でしょうけど、やり始めて何年ぐらいになりますか。

◎今城小中学校課長 平成27年度から始めてございます。

◎森田委員 これをやってない自治体はありますか。

◎今城小中学校課長 これを実施してない自治体は2自治体でございます。

◎森田委員 この支給割合よね。県費が2.3億円出て行きゆうけど、事業主体は市町村よね。どれぐらいの割合を支援しゆうが。

◎今城小中学校課長 タイプが2つございまして、AタイプとBタイプというふうに呼んでございます。多くの市町村で活用していただいておりますのはこちらのAタイプでございまして、補助率が3分の2以内になります。それからもう1つのBタイプは補助率が5分の3以内ということになってございます。

◎森田委員 そのAタイプ、Bタイプ、簡単に言うとどう違うわけ。

◎今城小中学校課長 Aタイプにつきましては、まず1つとしまして、先ほども申しました地域とともにある学校づくりというコミュニティースクールの導入も、市町村に促進していただくというものでございまして、これを導入していること、または導入を計画しております市町村に対して予算を計上しているものでございます。中身につきましては、支援員に対しての報酬、報償費、また旅費等を補助してございます。

もう1つのBタイプは、そういった制限はございません。そして経費につきましては報酬や報償費、それから期末手当等も補助ができるようになっております。ただ、予算の範囲に対しての国からの実施率が決まっておりますので、その実施率で申しますと、Aタイプのほうが計上したものに対する実施率が高いですので、こちらに移行いただいている市町村が多くなってございます。

◎森田委員 先生役の地元の人是非常に満足感いっぱい、子供の相手ができる非常に喜びゆうけど、肝腎の親御さんとか、子供の声を聞く機会が全然ないけど、どんなんですかねと思って。

◎今城小中学校課長 授業中にも少し補助で来ていただいたりしておりますので、子供にとりましては、先生に聞きにくいことについても支援員には聞きやすい、というような声も聞こえております。また地域の方にとりましても、なかなか子供たちを支援したいと思っても、そういうチャンスがないけれども、こういった事業があるとやってみようかというふうに、地域に協力をできるという声も上がっております。

◎森田委員 親はどうですか。

◎今城小中学校課長 保護者につきましても、子供たちとも同じですけども、やはり子供たちを通して、支援員にだったらいろんな話もできるとか、話しやすいとかというような声も、子供からお聞きになっているそうですので、そういった面のメリットですとか、

あとは放課後に支援をさせていただいている中で、なかなか授業の中で分かりにくかったことが、支援員についていただけることによって、少しずつ学力も向上しているといったような声も聞かれております。

◎森田委員 地域の人が支援員として授業に入って、学校の状況も知りながら子供の役に立つ。そうやって地域住民が入っていくなり、あるいは子供と触れ合うなりして、地域とつながりつつあることはなかなかいいなと思って見るわけやけど。その先生役の人なんかも、教育に思いがあった塾の先生やったりする。地域の人が学校とのつながりの中で、我々に影響を与えてくれようなど。学校を卒業したら我々は縁が切れるけど、地域の人とつながりつつあるなど。開かれた学校というものの、なかなかみんなに開かれてはないけど、ぜひとも思いのある人を通じて地域につながるというようなことで、事業成果を上げるように頼みますね。

◎今城小中学校課長 ありがとうございます。先ほどのAタイプの話でも、地域とともにある学校づくりというお話も差し上げましたけれども、学校にとっても、それから地域にとってもメリットがあるような事業もまた推進してまいりたいと考えております。

◎上田（周）委員 1点、英語教育強化プロジェクトで、課長から説明がありまして、特に、英語力を向上するというところで、書くとか話す、発信力が必要ですよというお話があって、同感です。そういった意味では、グローバル社会の中で毎日生活していくには、英語力、特に会話力が必須条件と思うてます。そんな中で、議案説明の5ページで説明がなかったんですが、今回新しい事業として、英語教育強化プロジェクト999万9,000円ということで、子供がこれからの社会の中で必要とする資質・能力を育成するということです。この中で、地域と一体となった英語教育の取組と明記されてますが、具体的に5年度はどんな取組をするのか教えてください。

◎今城小中学校課長 まず1つ目でございますけれども、グローバル人材を育成するに当たって、グローバル社会だからこそ地域のよさ、または日本や郷土のよさというものを子供たちに理解してもらって、世界で活躍してほしい。そのためには何よりも、世界の共通の言語である英語というものは欠かせません。その英語ということでいきますと、これは今回小中高を通じて、小中学校と高等学校で、指定地域4地域でございますけれども、英語というものをつなげて、どういう力をつけるのかという研究をし、それを発信するということが1つです。

もう1つは、改めて郷土のよさを発見してもらって、それを英語で発信できる。例えば自分の地域が過疎化していれば、この地域のよさはこういうことで、ぜひこういうふうにしましょうということ、英語で語っていけるようなプロジェクトを計画しておりまして、それもまた発信していきたいと考えております。

◎上田（周）委員 ぜひ、そういった郷土のよさも含めて発信してもらいたいですが、今

お聞きして思うたのが、5年度は高知県ブームが必ず到来するというので、「らんまん」を中心に、今朝も「竜とそばかすの姫」の人気がありますよというのが高知新聞へ出てました。そんなことを含めて、これから欧州とか外国人の方がストレートでおいでると思います。長いスパンが要ると思いますが、そのときに自然体で英語で入っていけるような人材を育成していただきたいと思います。そのあたりのことはどう捉えていますか。

◎**今城小中学校課長** まさにおっしゃっていただいたように、英語で話すというのは、今学習指導要領の中でも2つ求められています。1つは、事前に自分が考えていたことを英語にして話す。もう1つは即興性、その場で言われたことに英語で答えるという、話す力も求められております。相手がいないと会話ができませんので、これがなかなかできにくい。そういう意味では、先ほど申しました地域のよさをアピールするというプロジェクト、会議をするときには、ALTが地域にもいらっしゃるので、できるだけその場にたくさん来ていただきまして、英語で発表したことに対して、英語で質問をしてもらったり答えたりする、そういった場をあえて設定をしていくような計画をしております。

◎**上田（周）委員** ぜひこれから、すばらしい国際人をつくっていただくように、よろしくをお願いします。

◎**塚地委員** 1つ、最初におっしゃっていただいた産休・育休代替の加配の12名の方で、昨日の教育長のお返事では、誰を配置できるかということがまだ確定できてないように伺ったんですけど、そこはどんな状況ですか。

◎**今城小中学校課長** 昨日教育長が申しあげましたように、なかなか厳しい状況にはございます。しかし鋭意努力して、探しておるところでございます。

◎**塚地委員** いい制度が出来ても実際に人が配置できなかつたら、学校現場は多忙の上に多忙になる。結局、育休とか産休とか取れる職場の環境がぎすぎすしちゃうという状態も出てきてしまってよくないので、そこは本当に一生懸命、教育委員会のほうも探されるんだと思いますが、昨日も1つの大問題とお伝えしましたが、最低限、先生をそろえるという責任を教育行政が果たすことに、最大集中していただきたいなということはお伝えしておきたいと思います。

それで、先ほど御説明いただいた5ページのところで、チーム学校の推進の、学力向上のところで、現状と課題として、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が、まだ十分とはいえませんという評価をされていると思うんですけど、具体的に、どういうふうな判断でこういう評価になったのかなということ。

◎**今城小中学校課長** 学習指導要領では、この主体的・対話的で深い学びということがキーワードになっておりまして、これを目指しての授業改善がずっと求められておるところです。新学習指導要領が始まりまして数年たちますけれども、この前段に書きました趣旨理解、なぜこういうことが求められているのかということについて、私たちも周知を図

ってきたところでございます。その次は理論プラス実践というところで、1つ1つの授業。これは全ての授業において、しかも小中高校にまで同じく貫くものでございますので、やはり進んでいかないといけないだろうと考えております。また、学力学習状況調査の結果等を見ましても、じゃあこういうことができていればきっと、もっと学力状況も伸びると考えたときに、やはりまだまだ十分ではないと捉えておるところでございます。

◎塚地委員 主体的で対話的な深い学びというのは、本当に深い教育実践になろうかと思いますが、学校の中、教室の中にそれなりにゆとりがないと、こういう授業というのはなかなかできていかないだろうなと思うんです。そこと、今おっしゃった学力学習状況調査で、今後単元テストやります、県版テストやります、学力テストやりますという。学校の先生方のお話も伺うと、学力テストの結果による評価みたいなことが、校長先生からも結構言われたりしている中で、一方では主体的で対話的な深い学びというのが、現場ではなかなか難しいというような御意見も伺ったりしてます。今、県版学テはやめている県なんかも出始めてますので、県としてそこに矛盾を感じないかなというところは、現場を見ててどんなふうを考えておられるかというのを。

◎今城小中学校課長 県版学力調査に関しましては、目的が大きく2つあります。1つは、目の前の子供たちが、今年つけなければならない力がついているのかということ調査によって把握して、足りないところがあればできるだけこの年度内に力をつけて、そして次に送り出す。そのために必要な、健康診断というところがよくないかもしれませんが、どこがよくないのか、このお子さんはどこがどうなのかということを図るためには、必要なものであるというふうに考えております。またもう1つは、学校としてやってきたことがどうだったのかを、みんなでここで振り返ってみるという、2つの目的を持って実施をしておるものでございます。

評価という意味では、外部からの評価ということも大変な面はあるとは思いますが、自分たちの内部がどうだったのかというためのものでもあります。ですから、何のためにやっているのかをしっかりと皆さんにもお伝えをしていくということが、大事であると考えています。

もう1つは、主体的・対話的で深い学び。確かに難しいとも思っておりますので、そのために、5ページにあります授業づくり講座、いつでも誰でもどこでも学べる、気軽に先生方が参加してもらえるような講座を、来年度はより拡充をして、例えば生活科や、総合的な学習の時間など、今まで授業づくり講座ができてなかったことにまで広げて、先生たちが参加しやすいような環境づくり等々は進めてまいりたいと計画をしております。

◎塚地委員 ありがとうございます。ただ、やっぱりこの学力状況調査って、全国で一斉にやります、県内も一斉にやります。その中で何ポイントが上がりました、下がりましたという評価が本当に子供たち一人一人の成長に結びつくのかということ、そこは競争を生み

ますし、現場での様々なプレッシャーも生んでるというお話も私は伺います。今の学校現場の状況を見ると、せめて県版学力テストぐらいは、一旦見合わせるというようなことを検討する必要があるんじゃないかなとは思ってます。そちらはやられている側なので、その正しさを主張されることしかないんだとは思いますが。今の学校現場を見ていて、やっぱり競争主義が持ち込まれていることについては、大きく総括する必要があるんじゃないかなと思います。

それとまた別の話で、この間コロナ関係で、モバイルのWi-Fiのルーターを貸し出してくださっていたと思うんですけども、それは高知市の教育委員会だけでしょうか。全県的にどんな状況ですか。

◎**今城小中学校課長** モバイルルーターについては、市町村立の学校でございますので、それぞれの市町村になります。

◎**塚地委員** なるほど。分かりました。それで、これから貸出しがやまって、各家庭にネット環境を整えてくださいといわれていて。そうすると各御家庭の経済力によっては格差も出てくるという心配もあって。就学援助制度の中に入っているというお話も伺ってますけど、それが入っているところと入っていないところが出てきているみたいで。市町村の判断なので、ここでの答えは構いませんけど、来年度の予算の中で、就学援助の項目の中に、各御家庭でのネット環境を整備したり、運用の費用とかがちゃんと入ってるかどうかなどは、調べていただいちゃったらありがたいんですが。

◎**今城小中学校課長** 本年度の取組状況でございますが、就学援助のことにつきましては、それぞれの市町村にはなっておりますけれども、私どもが把握している中では、例えば、オンライン学習通信費についての一定額の補助ですとか、上限を決めて補助をしているような市町村も幾つかはございます。ただ、このことにつきましては、本年度も国に要望をしたところでございますので、また今後も引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

◎**塚地委員** 今年度の状況でもいいので、その家庭でのネット環境、今おっしゃったような、就学援助の中に含んでいる自治体の一覧表があったら、また。

◎**三石委員** 何点か。1つは、塚地委員の考えとは、ちょっと違うんですけどね。学力状況調査委託料よね、点検という言葉が使われたけど。今子供たちがどういう状況にあるのか、どこの部分でつまづいてるのか、じゃあ、そしたらこのつまづきをどう改善していけばいいのかという、そういうデータというか、そうしたものがないと、手の打ちようがないと思うんですね。知るっちゆうこと。体でもそうやね。血圧が高いとか、どこにがんができてるか点検しますわね。そういうものをかっちりしないと、後で手遅れになる場合がある。分かりやすい例えやと思うんですけどもね。そういう面において、過度な点検は必要じゃないですけども、この県版の学力テスト程度の検査は必要だと私自身は思います。

それと、6,661万6,000円の事務費の中に、高知県型小学校教科担任制つちゅうのが含まれてると言いましたが。現状と課題というのがある、現状も課題も分かるんやけれども、どうして導入されたのかという部分のことよね。これは働き方改革とかいろいろ言われているけども、それが主ではないんですよ。そこらあたりどんなようなこと。

◎**今城小中学校課長** このことにつきましては、令和3年1月に中央教育審議会の答申がありました。実はもうその中で国として、小学校教科担任制の導入ということが示されておりました。目的でございますけども、先ほどおっしゃってくださったように、働き方改革を目指すという、それも1つとしてはありますけれども、それだけではなくて導入をされております。例えば、中学校の先生が小学校に来て授業をしてくださるので、専門性が高い教員が指導することによって、子供たちの学力の定着や向上が見られるということとか。あとは、小学校は割と1つの学級王国とかという言葉もありますけど、その先生によっていろいろ違いが出てくるので、もっと協働的に指導を含むような体制とか。あとは先ほどおっしゃっていただいた働き方改革というのがありますが、この働き方改革も、子供たちと向き合うということを目的とした働き方改革ですので。決して楽をすとかいったような意図で導入したものではありません。

◎**三石委員** これ文科省からの補助金で出来てると思うんやけれども、本県は希望するところはたくさんあると思うんだけどね。本県で教科担任制が、どのぐらいやられておるのかという実態ですわね。それとね、文科省のほうから、補助金もらってやれる分にはええんだけど、それがいないところの学校にとっては、物すごい負担にもなりやせんろかという心配もしますが、そこらあたりはどういう状況なんですかね。

◎**今城小中学校課長** まず本年度の状況でございますけれども、本年度は68名の加配教員を配置して、そして兼務する場合がありますので、全部でいきますと78校で教科担任制を進めてございます。また、先ほどおっしゃっていただいたように、確かに加配がないところでの実施というのは、私たちも困難性を感じているところですけども、ただ、先ほど申しましたような、みんなで子供を育てるといふ、協働性という意味では、加配がなくても自主的に進めていただいている、独自に教科担任制をやっているという学校もかなり多くございます。そういった学校からは、なかなか授業交換だけでは持ち時間等が少なくなるとかというような課題もありますけれども、みんなで子供を見ていく、複数の目で見えていくことによる、生徒指導面での効果等々は出てきております。

◎**三石委員** みんなで子供を見ていくという、いいところもあると言われてましたけど。逆に、中学校の教員免許を持っている者が、担任で小学校へ、教科担任制で行きました。そしたら、極端に言えば、自分は教科担任で行つとるんだから、私は体育の授業だけやればええ、あとはタッチしません。そういうような、輪に溶け込まないとか、みんなで協力できないとか。そんなような現状もあるんじゃないのかということ、ちらっと

聞いたりもするんやけれども。自分は教科担任やから別にほかの仕事をしなくてもいいんじゃないかというような、そんな雰囲気があるということは耳に入ってないですか。よくないことよ、そういうことはね。

◎**今城小中学校課長** 確かにそういう声も、聞くところがございます。中学校から小学校に来た先生方にとって、どういう意図で配置されているのかとかいうようなことをしっかりと皆さんにも御説明することは、やはり必要だなと考えております。ただ、今チーム学校の推進ということでやっておりますので、チームの一員として同じ教職員になりますので、小学校の教員というか仲間として、子供たちを育てていくということは、これからも推進していくべきであると考えております。そのために、来年度は一番最初の段階で、教科担任制について皆さんに説明をする機会も設けたいと考えておることが1つ。

もう1つは、先ほど授業づくり講座のお話も差し上げましたけれども、この中に、教科担任制の先生方を対象とした講座も開催をするように計画をしております。これからも、中学校の先生であっても小学校に溶け込み、チームで子供たちを育てていくといったことは、推進してまいりたいと考えております。

◎**三石委員** その先生の人間性も、物すごく影響すると思うんでね。でもやっぱりね、課長が言われるようにチーム学校でやっていくच्छゅうことを徹底してもらわないと。自分は教科担任で行ってるんだから、ほかの教科にはタッチしないとか、そうであっちゃいかんと思うんですよね。そういうことがちらっと耳入ったりもしたもんでね。私は、これでええんかなと思ったから聞きましたけどね。

それと、県の場合は中部、東部、西部があって、事務局が中に入って、現場に浸透させていくच्छゅうシステムが出来とるわけやけれども、問題は中核市である高知市ですよ。実際の話、高知市との関係も、以前に比べたら非常に、全てにおいて改善されつつあると私は思うんです。そこらあたりの状況はどうなんですかね。

◎**今城小中学校課長** 高知市には、学力向上推進室を設けていただいているところに、県教委からも指導主事を派遣して、いろんな学校に直接指導訪問をしている状況にあります。教科担任制等々に関しましては、元高知市の次長もされていた方ですけれども、高知市学力向上統括スーパーバイザーという方が、本年度から位置づけられております。この方が全ての小学校を回って、教科担任制の状況を聞き取ったり、また学校経営についての指導をされているとお聞きしております。

◎**三石委員** 指導主事の話も出ましたけど、これは本当に物すごく大事な役職と思うんですよね。現場の学校に直接出向いて県の情勢を知らせるとか、その事務所管内の状況を知らせるとか、国の動きを知らせるとか、物すごく大事な任を負ってると思うんです。むしろ私、現場の教員が足りないということもあるんですけども、逆に、指導主事をもっともつと増やすべきじゃないかと私は思うんですけれども。逆に今のままの人数でええのか。現

場へ返せというような声もたくさん聞きますけどね。現場の先生方少ないわけだから、その気持ちも分からんんじゃないんだけど。繰り返しになるけれども、指導主事っちゅうのは物すごく、責任重大というか大事な任を負ってる職やと私は思うんですね。現場の先生方も喜んでるんですよ。いろんな情報が入ってくる、助言を与えていただけるって。そういうことの思いを言わさしてもらったけど。どうなんですかね、指導主事の状況は。

◎今城小中学校課長 確かに現場へという声もいただいているところはございますけれども。先ほどおっしゃっていただいたみたいに、やっぱり来てもらいたいという声もかなり聞かれておまして。なかなか本当は事務所でも、いろんな学校にとっても、要請に応えられない、お断りをするような状況もございます。

あと、本県の指導主事は、東西に長いいろんなところに点在をしております。来年度も今計画をしておりますけれども、例えば中学校ですと、どんな小さな学校でも、5教科については年に2回訪問をして、授業も見させていただき、それこそ主体的・対話的で深い学びで言うと、この授業はこういうところがよかったとか、いやもう少しこんな指導したらどうですかということを、小さな学校にまで全部指導主事が行って説明もしている、そして一緒に授業をつくっているという状況です。来てもらいたいという声も、実際にはいただいております。また指導主事の量とか質ということについては、これからも協議をしていかなければいけないと考えております。

◎三石委員 はい、分かりました。とにかくいっぱい課題ありますけどね。頑張っていたきたいと思いますね。

◎塚地委員 指導主事のお話は、私もどうしようかなと思ってたんですけど。三石委員からお話があったので。三石委員の御意見もあろうかと思いますが、高知県の指導主事の多さというのは、確かに県土が広いという問題もあるかもしれないですし、小規模校が多いという問題もあるかもしれませんが、突出具合がちょっと半端ないですよ。四国のほかの3県は2桁で、50台行くか行かないかぐらいだと思うんですけど。高知県は百数十人という人数なので。しっかりそこは見直すべきで。かつて伊藤教育長の御答弁だったか、暫時、軽減をしていきたいということをお答弁なさって。次の教育大綱の見直し、業務計画の見直しのときに、そういうことも検討したいという御答弁もあってますので。やっぱり現場に先生がいないということは、子供たちのところに先生がいないということなので。それは一番解決しなければいけない最大の課題だと私は思ってますし。先ほど今城課長も、量と質のことを今後考えなくてはいけないと思いますとお話しになりましたけど。そこはもう少しきちんと議論をして。指導内容によっても、結構それがプレッシャーになって、心が萎えましたみたいな話も、指導された教員からも伺ったりもしてますんで。かつて伊藤教育長が述べられたことも含めて、現場にどう先生を送るかということに責任を果たすということも柱に、私は考えていただきたいと思います。そちらのお答えは見

えてますから、あえて申し上げませんが、でも県民からもそういう声は、これからますます大きくなるので、教育委員会としても、そこは心構えをして当たったほうがいいんじゃないかなと思います。

◎森田委員 上田委員が言われたALT。あれは僕も大賛成で。とにかく英語が幾ら流暢に話すよおぼんでも、英語はやっぱり度胸なんですよね。初めての外国人にタッチする。そこからいろんな形で人生が展開していく。だから早いだけいいと思う。外国人に触れて、文化もそうやし、国際感覚、国際センス。そういうふうに広がりを持っていく機会が、できるだけ早いといい。

やっぱり近づき方を教えてほしい。それがとりもなおさず高知県の国際好感度も上がるし、子供の英語力が目覚めるきっかけになるし。もうちょっと勉強して流暢に話せたらいいのになとかいう最初の取っかかりを、ALTに思い切り言ってほしい。自分から進んで外国人のところへ行って話してみなさいと。今の子供はALTに触れちゃうし、リスニングが上手やし。僕らそんな経験なしに、外国へ行く中で生活英語をちょっとずつ覚えていっただけやけど。僕の孫なんかもこの間初めて1人でシンガポールへ行った。1人でも大体行くわけよ。そういうふうに高校出たばかりでも行けるということはALTの成果ながよ。だけど、外国へみんながみんな行くわけやないし。ここら辺におる外国人に触る、タッチすることによって世間が広がる、物すごく文化に興味湧く、という意味でALTは非常に効果がある。

これからいっぱい30隻も入ってくるし。上田委員が言われたように、絶対ALTの効果を出すべきやと思う。国際観光じゃいろいろ言いゆうけど、それが高知県の人間性の好感度も上げるし、高知県の子供も育つし。本当取っかかりとして、度胸やから、ALTに話しかけてみなさいと言うてほしい。ケーススタディーをいっぱいやりながらね。

僕はそんなふう思うんで。ALTを思い切り活用して、すごいね、高知県の子供ら興味あるねというふうな時代が来てほしいなと思います。よろしくお願いします。

◎今城小中学校課長 ありがとうございます。またALTの研修を教育センターでやっておりますので、その中でもお伝えしていきたいというふうに思っております。

◎大石委員長 部活動の地域移行の文化部に関しては、小中学校課でよかったと思うんですけども、去年の議論の中で、高知県内の場合には市町村によっては受皿がないところがあるというところをどうするかというので、学校に残すのか、そういう団体の皆さんとしっかり協議をするのかみたいなのがあったと思うんですけども。令和5年度は、取組としてはどう進めていく御予定でしょうか。

◎今城小中学校課長 文化部に限らず、部活動の地域移行のことにつきまして議論も進んでおって、割と周知も図られているところがございます。文化部につきましては、本当に多岐にわたっているんですけども、一番所属している人数が多いのが、やはり吹奏楽部

でございます。もともと文化部活動の支援員については募集の案内もしているところですが、吹奏楽部の団体の会議もあると聞きましたので、中でもお知らせさせていただき予定にしております。さらに、来年度のこの予算の中で、文化部活動の支援員のことを、今回は全ての市町村にお電話も差し上げて、どうですかということでお話をしております。それで結果として、本年度よりも拡充をされまして、かなり人数的にも多く今のところ市町村が考えているようなところでございます。

◎大石委員長 ありがとうございます。非常に頑張っていたらという御答弁を聞いて、非常に安心をしました。

◎今城小中学校課長 済みません。多くといたしても、昨年度よりも少し多くなっているというような状況でございます。

◎大石委員長 正直にありがとうございます。

あと加えて、今年度の当初予算で、いわゆる伝統芸能とかに対する支援みたいなものも、全体としてはあると思うんですけども。各地域地域で、そういった伝統芸能とか伝統文化を保存しないといけないという動きが、特に郡部の市町村であろうかと思えます。そういったところと部活動、文化部の地域移行みたいなものは、何か今後連携を図っていくようなことはあるのでしょうか。

◎今城小中学校課長 伝統芸能とのいうところで、直接的な話が進んでいるということは、聞き及んではおりません。伝統芸能のことにつきましては、例えば仁淀川町などでも、この前も新聞に出たりしておりましたが、それぞれの総合的な学習の時間などで、生徒が伝承する学習をし、それを皆さんに発表するというような、学習の中でやっていくというようなところが多いと認識しております。

◎大石委員長 はい、分かりました。大体部活動の地域移行は、結構運動部を中心に議論がされることが多いと思いますが、文化部も非常に大事だと思いますので、ぜひサポートをしていただきますように、お願いをしておきたいと思えます。

質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎大石委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 高等学校課の令和5年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。御手元の資料②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の638ページをお開きください。

項目が多いですので、主要項目を中心に御説明させていただきます。まず、歳入でございますが、当課の歳入の主なもの、左端の科目欄の上から3つ目でございます11教育使用料の中の、県立高等学校の授業料、受講料と、科目欄の12教育手数料の中の、県立高校

入学時に徴収いたします入学料と及び県立中学校高校を受験する際に徴収いたします入学手数料でございます。

次の、639ページを御覧ください。左端の科目欄の上から2つ目の12教育費補助金の中ほどでございます、区分、(10)高等学校費補助金につきましては、高等学校等の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と、授業料以外の教育費の支援といたしましての奨学給付金として、高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しております。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。641ページを御覧ください。当課の令和5年度一般会計歳出予算総額は185億2,683万3,000円。対前年度比、6,372万9,000円の増となっております。

それでは、左端の科目欄の上から3つ目でございます、2情報教育推進費でございます。右端の説明欄を御覧ください。1情報教育推進費は、県立学校の教職員の校務用パソコンの整備等に要する経費でございます。

次、642ページをお開きください。左端の科目欄の2高等学校費でございます。右端の説明欄を御覧ください。一番上でございます1高等学校教職員人件費は、高等学校における教職員1,763人の給料、職員手当、共済費でございます。

続いて、4つ下の4管理指導諸費は、人事関係業務や校長会等の開催経費、県立中学高校の教育活動を推進するための支援指導に要する経費などがございます。

次の、643ページを御覧ください。上から2つ目の5高校教育推進費についてでございます。高校教育推進費につきましては、全ての学校の特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりの推進やキャリア教育の視点で、生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるための各事業を実施する経費などがございます。

まず3つ下の基礎学力把握検査等委託料につきましては、県立高等学校の全日制及び多部制昼間部の全ての生徒と、定時制、多部制、夜間部、通信制の生徒のうち、希望する生徒を対象に、学力定着把握検査を実施することにより、高校入学時から高校2年生1月までの学力学習状況の推移を把握し、基礎学力の定着に向けた学校の組織的取組や、生徒の学習習慣の確立に向けた具体的手だてを、PDCAサイクルを回しながら推進するものがございます。

続いて、7つ下の事務費についてでございます。主な事業の予算が事務費に含まれておりますので、別の資料にて御説明をいたします。青いインデックスで表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載をしております資料の6ページをお開きください。タイトルが、1チーム学校の推進(チーム学校の推進による教育の質の向上)高等学校における教育の質の向上となっておりますページでございます。

中ほどでございます、令和5年度の取組を御覧ください。左上にございます、新たな学

びの促進への改革推進事業でございます。学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえまして、これまで高等学校で取り組んできた学力向上や授業改善等の取組を一層推進することで、多様な学力の生徒への効果的な指導につなげていくための経費などがございます。

その下でございます、生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実でございます。生徒の社会的自立を促し、社会参画の意識や態度等を育成する消費者教育、主権者教育を充実させるための系統的・計画的なプログラムについて、研究開発を行うものでございます。

次に、右上でございます、多様な学力・進路希望に対応した指導の充実でございます。生徒の学力向上や進路実現のため、研修等を通して教員の指導力の向上を図るための経費などがございます。

次に、その下でございます産業教育の充実でございます。I o Pクラウド、ドローンや測量データの利活用、起業家教育プログラムの実施により、次世代産業に対応できる人材を育成するための経費でございます。

その下でございます、豊かな人間性と社会性の育成サポート事業でございます。個々の生徒の状況に応じた支援の拡充や様々な生活体験を通して、生徒のコミュニケーション力やキャリアデザイン力の向上を目指すための経費でございます。

次に、その下の、学びをつなげる環境教育の推進でございます。教育活動を通して環境問題への関心を高めるとともに探求的な学びを促進するため、SDGsやカーボンニュートラルをテーマとした課題解決型学習を実践するための経費でございます。

これらの事業などにより、高等学校における教育の質を向上させるとともに、生徒の進路実現、社会的、職業的自立に向けて取り組んでまいります。

それでは資料番号②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）にお戻りください。644ページをお願いいたします。

上から6つ目でございます、8就職支援対策事業費ですが、各校の就職支援を目的として就職アドバイザーを配置するもので、令和5年度は県内に8名を就職アドバイザーとして配置をし、生徒の就職支援などに取り組んでまいります。

続きまして、1つ下の9県立中学校等運営費から、646ページの上から2番目の14定時制高等学校運営費までの経費は、県立中学校、全日制高校及び定時制高校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、それから水産指導実習船の運営に要する経費でございます。

続きまして、特別会計について御説明させていただきます。同じ資料2の854ページを御覧ください。

高等学校等奨学金貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう、奨学金を貸与するものでございます。

まず、歳入でございますが、左端の科目欄の上から3つ目にあります、1繰越金は、特別会計にて運営しております、高等学校等奨学金の貸付原資からの繰越金でございます。

次の2諸収入の区分、(1)貸付金元金収入は、貸付金の返還金でございます。

855ページを御覧ください。歳出についてでございます。令和5年度の貸与見込み者数は、新規210名、前年度からの継続255名の、計465名を予定しております。

右端の説明欄の上から3つ目でございます、奨学金市町村事務処理交付金は、市町村にお願いをします中学校3年生向けの予約申請の事務について、その事務費相当分を市町村に交付するものでございます。

一番下でございます、2一般会計繰出金は、近年、奨学金の返還金が貸与額を上回り、翌年度への繰越金が増加傾向にある状況に鑑み、返還された対応原資の一部を高等学校等奨学給付金の財源とするため、一般会計に繰り出すものでございます。

結果としまして、令和5年度、高等学校等奨学金特別会計予算の総額は、2億3,437万4,000円。前年比、2,829万9,000円の増となっております。ここまでが、高等学校課の令和5年度当初予算についての説明でございます。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明をさせていただきます。資料④高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の320ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、左端の科目欄の上から3つ目の、12教育費補助金は、後ほど歳出でも御説明させていただきますが、学校における新型コロナウイルス感染症対策等による増額や、高等学校等就学支援金などが見込みを下回りましたことによる減額でございます。

321ページを御覧ください。次に、歳出について御説明をいたします。当課の令和4年度2月補正の一般会計歳出予算総額は、5,286万1,000円の減額となっております。

科目欄の上から3つ目の、2情報教育推進費でございますが、右端、説明欄の中の1情報教育推進費の減額理由は、使用料及び賃貸料が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、左端の科目欄の上から5つ目の、2高等学校費でございます。右端の説明欄を御覧ください。1高等学校会計年度任用等職員費や、2高等学校等教職員旅費の減額理由につきましては、共済費や報償費、旅費が見込みを下回ったことによるものでございます。

3管理指導諸費につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクや消毒液などの購入費用として、6,840万円の増額をお願いするものでございます。

次に、4高校教育推進費につきましては、校外等で使用するためのモバイルルーターに係る通信費用として790万1,000円の増額をお願いするものや、令和4年度事業の報償費や旅費、使用料及び賃借料が見込みを下回りましたことにより、全体で409万9,000円を減額するものでございます。

6 高等学校等就学支援金事業費につきましては、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金が見込みを下回りましたことによる、7,199万5,000円の減額でございます。

次に、322ページをお開きください。繰越明許費明細書についてでございます。先ほどの歳出で説明をさせていただきました、感染症対策事業等の繰越しでございます。

事業名欄の管理指導諸費につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

また、高校教育推進費につきましては、モバイルルーターの通信費用に係るものでございまして、ともに国の補正予算対応によるものでございます。

続きまして、特別会計について御説明をいたします。409ページをお開きください。

左端の科目欄の上から3つ目の1 高等学校等奨学金貸付事業費は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたため、不用となりました貸与金等を減額するものでございます。結果といたしまして当初の特別会計歳出予算総額2億607万5,000円が、5,861万4,000円の減額となり、1億4,746万1,000円となっております。

高等学校課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎森田委員 今、説明をいただいたこの事務費の中身が、事務費の上段で、高校教育推進費2億5,700万円。そのうちの事務費で1億7,500万円。別資料で今、説明を受けましたけど。これなんか中身見たら、いわゆる教育の質の向上、事業の具体的な政策経費よね。もう我々、費目がどこでどうなるか分からんけど、ほかの小中学校課で御説明いただいた6,100万円は、研修費用だとか、非常勤講師の費用だとかは事務費に入っちゃってもかまんけど。政策経費なんかいうのは、この説明欄へきちっと出して、説明するもんじゃないんですか。二十何年も議員やりよって、今頃ここでこうやって聞くのはいかんけど。どうなんでしょうか。

◎並村高等学校課長 報償費とか事務費というのは、そういったルールに従って、こちらのほうで計上しておるという状況でございます。

◎森田委員 そうながや。今頃聞いた僕がいかがやね。こうやって、実はこの事務費の中の大きな費目は、こんなこと取組費用でしたよっていうがを説明受けたら分かるけど。本当に何万円とか何千円とかいうががきちっと出ちゅうのに、一番の1億7,000万円もかけてやる大事な政策経費が、事務費の中へ溶け込んじゅうじゃいうのは何か費目のたてりが分からんずつ聞きゆうがやけど。まあ以上とします。頑張ってください。

◎黒岩委員 チーム学校の推進の中で、現状と課題ということで、これまでも言われてきましたけども、基礎学力の定着が、ここの表現では一定生徒が減少してるということですが、今、実態としてどのぐらいの状況になってるんですか。

◎並村高等学校課長 学力定着把握検査によりますと、以前は3年生の4月を第1回とし

ておりましたが、そこで30%を超える生徒が、いわゆるD3層となっております。今、実施時期を少し違えておりますが、最終を2年生の1月段階としておりまして、約20%程度まで抑えるような状況になっております。

◎黒岩委員 ということは、一定の効果が出てきているということだと思っんですけども。やはり、どうしても分からないまま、高校に入学をしている生徒が多いのは現実でしょうか。その課題に対して、様々な取組がされてると思うんですが、どうしても中途退学、学力がついていかないからということが、非常にウエートとしては大きいと思うんですけど。中途退学はどういう状況に今なってますか。

◎並村高等学校課長 中途退学につきましても、以前よりはやや減少傾向ではありますが、依然ちょっと全国的に比較をしましても、やや高知県の場合は多いという状況でございます。

◎黒岩委員 ということは、一定その課題に正面から取り組んではいるけれども、その課題を十分にまだまだ生かし切れてないという実態だと思うんですが、小学校、中学校の段階の認識度合い。そのまま置いたままで高校に上がるという。実態はそれほど変わらないのかなという感じもするんですけど。その総合的な取組がされてると思うんですけど、その課題をどう改善をしていくかということだと思っんです。そういう意味で、令和5年度の取組の中で、そのあたりをポイントとして、どこまでさらに向上させていくか。そのあたりはどうですか。

◎並村高等学校課長 各学校におきましても、1年生の当初に行います学力定着把握検査の状況を見る中で、中学校段階の学び直しの授業を実施してくれる学校も出てきております。また、そういった生徒、多様な生徒に対応するために、学習支援員のほうも配置をしておりますので、そういったことで課題に対応してまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 実際その放課後残って勉強するという方もいらっしゃると思うんですけど。あえてそこに参画をせずに、帰るという生徒もいらっしゃるようなんですけど。そのあたり、非常にやり取りが難しいとは思っんですけど、できるだけ、様々な形の課題を解決していただけるように、取組をしていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

◎上田（周）委員 先ほど森田委員から、事務費の内訳の話があつて、その関連でもないんですが、この予算の中に、各学校へ配分されるというか、防災教育関連の予算もあるんですよね。

◎並村高等学校課長 当課では防災の予算は計上はしておりません。

◎上田（周）委員 例えば防災関係の非常食を購入する費用とかは、高等学校課やないですか。

◎並村高等学校課長 はい。当課ではございません。

◎合田教育次長（総括） 昨日、説明させていただきまして。学校安全対策課のほうに備

蓄品の予算は計上させていただいております。

◎上田（周）委員 実は今朝ですね、議会行ったら行政監査報告、今年の2月にあった冊子があって、以前から私気になってましたが、学校における備蓄です。1回国際中学校を機会があって見せてもらいましたときに、結構備蓄倉庫にはいっぱいあるけど、いざ有事のときにどこに何があるか分からないぐらいの状態があったんです。気になってたら、今朝いただいたこの行政監査報告。テーマが今年は、防災に必要な資機材の管理と。これ自治法に基づいてやっています。これ見てましたらね、県立学校で幾つか監査の対象になって、室戸高校が指摘を受けてましてね。保存の有効期限がもう、何年も前に過ぎたものが幾つもあるというのがあって。これ2月ですから、いろいろ防災教育の中で、この監査の指摘をどう受け止めてどう対応したかというのが大事な問題やないかなと思って。学校安全対策課いうたら昨日終わってますが、そのあたり含めて、国際中学を実際見たときに、そんな大変大事な問題ですので。どう対応したかということ参考に聞きたいかなと思って。

◎合田教育次長（総括） 申し訳ありません。どう対応したかというところまで現時点で詳細に把握しておりませんので。ちょっと学校安全対策課のほうと。そのこと自体は、私どもも既に認識しておりますので。対応について、改めて御報告を別途させていただければと思います。

◎上田（周）委員 どうぞよろしく申し上げます。この後、生涯学習課も出てきますが、青少年センターも指摘があつてますので。そのあたりはきちっとよね、すぐに受け止めて対応すべきかなと。しちゅうかも分かりませんが。そのあたりまた確認をお願いします。

◎大石委員長 はい。じゃあ要請ということで、よろしく願いいたします。

◎野町副委員長 御説明いただいた、この補足資料の6ページの右側にある産業教育の充実のところなんですけど、2,100万円なにかの予算もとっていただきましてありがとうございます。次世代の地域産業人材育成事業ということで、高知農業高校そして幡多農業高校にも次世代のハウスも入れていただきまして、先日、幡多農業高校のほうへ、出来たばかりのトマトも見せていただきました。先生方も大変御苦労されながら、やっぱり生徒の食いつきが違うということで、大変喜んでいただいております。

幡多農業高校でも、高知農業高校でもそうなんですけど、畜舎がもう本当にアウトです。これはもう御承知のとおりですけど、家畜伝染予防法も改正をされて、鳥インフルエンザが今大変なことになっておりますけれども、もう全く防御ができない状況は、御承知のとおりであります。高知農業高校も、ごめんシャモ研究会とかとの連携もマスコミにも大変取り上げられまして、非常に子供たちも頑張っていますし、土佐ジローの関係もしっかりやっております。豚熱の関係も、今も大変な状況ですけども、豚による手作りのプレスハムも大変有名なことでもあります。また幡多農業高校の馬術部、これも一昨年ですかね、子馬が産まれたということで大変話題になって、馬術部も非常に頑張っています。

こういったことも含めて、どうも産業教育、ハウスはしっかりやっていただきましたけれども、畜舎に関しては本当にしっかり整備をしないと。私が高知農業高校におった頃に最新の畜舎が出来て、もうすごいなという畜舎ではありましたけれども、ほんのこの間も尋ねていきますと、納屋の中に小さな鳥小屋があって、穴が空いてるし、いつ逃げてもおかしくないかなみたいな、あるいは鳥インフルエンザがいつ伝染してもおかしくないかなという状況だと認識をしました。先生方も非常に御苦労されているということです。高知農業の畜産科は大変人気がありますし、次世代の皆さん方を育成するという点で言っても、大変失礼な言い方ですけども、このままではいけない、お粗末な施設になっているという現状は、もう重々分かっているらっしゃるんだろうと思います。ぜひ今年度云々ということではないですけども、近々にこれは対応していただかなければ、次世代の人材を育成する云々というようなどころにはなっていないということでもありますので、ここはぜひ認識もしていただきたいし、現場もしっかり見ていただきたいと思います。そこら辺課長、あるいは部長、御答弁いただきたいんですけど。

◎並村高等学校課長 済みません。当課でも、畜舎の管理等についてはしていないところがございます。また先ほどの次世代産業のこととあわせて、また教育委員会内でも検討していきたいと思っております。

◎野町副委員長 分かりました。その畜舎の管理という視点もそうですけども、そうではなくて、要はこういう法令も変わり、鳥インフルエンザも、あるいは豚熱も、大変な状況になっている中で、次世代の子供たちの畜産に関する教育について、ああいう施設をもってして教育していくということについて、高等教育課としてどうなのか、あるいは教育委員会としてどうなのかというところの話です。

◎長岡教育長 申し訳ありません。早急に現地へ行きまして、調査をいたしまして、対応していきたいというふうに思います。

◎野町副委員長 ありがとうございます。これは、施設の整備については学校安全対策課なのか、あるいは高等学校振興課なのか、今どうなってるのかよく分かりませんが。ただ、学校側としてもそこら辺は以前から問題視をしている、あるいは先生方の訴えも私もよく聞いております。この点は、今の鳥インフルエンザ、豚熱の状況、あるいは法改正の状況も含めて、これはもうゆゆしき事態だと私は認識をしておりますので、その点ぜひ早急に現場も見えていただいて、先生方の御意見も聞いていただきたいと思います。もう保健所のほうからも随分指導を受けているということも聞いています。

先ほど僕が言ったように、小屋の中に鳥小屋があり、豚小屋があり、何小屋があり、それにあわせて着替えをしなけりゃいけないみたいな法律になってるわけです。保健所はそれを指導するわけですけども、現実的にはそんな話にはならないし、あの施設ではとてもじゃないけど対応できないというのが現実だろうと私も思ってます。そこら辺も含めて、

ぜひ教育委員会でも早急に調査、対応、あるいは指導といいますかお話を聞いていただきたいなと思います。恐らく私と同窓の桑鶴委員もお話があるかと思います。

◎大石委員長 はい。要請ということでお願いいたします。

◎桑鶴委員 高知農業畜産科卒業の桑鶴です。私からも強く。昔から牛舎と本当に薄い1枚の壁を隔てて豚が飼育されてるんですけども。そういうところに視察に行かしてもらったときに、本当に豚熱とかそういう病気の件を、かなり苦慮をされておられましたので。ぜひともしっかりと、野町委員の言われたとおりしていただきたいと、あわせて要請させていただきます。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎大石委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 初めに、令和5年度当初予算について、御説明をさせていただきます。御手元の資料②議案説明書（当初予算）の651ページをお開きください。当課の歳出につきまして、一番右の説明の欄に沿って主なものを説明させていただきます。

このページの説明欄の中段にあります、1 県立中学校等運営費の下、給食業務委託料については、高知国際中学校で実施しております給食の調理、配送等の業務を民間事業者に委託するもので、令和4年12月議会でお認めをいただきました債務負担行為予算の現年化でございます。

次の、給食センター運営費負担金は、高知市と四万十市に対する負担金でございます。

まず、高知国際中学校の給食は、高知市の針木学校給食センターから配送しておりますことから、同センターの年間運営費のうち、生徒数で案分して算出した金額を、高知市に負担金として支払うものでございます。

また、県立中村中学校では、令和6年度から四万十市の学校給食センターより給食の提供を受けますことから、同センターの調理機器の更新等に要する経費の一部を、四万十市に負担金として支払うものでございます。

1 行飛ばしまして、2 高校再編推進費についてでございます。調査分析等委託料は、中山間地域にある高等学校の魅力化に向けて、学校とその地域の市町村や産業界とが一体となって取り組むための、地域コンソーシアムの構築と、地域で育てたい人材育成の実現に向けた取組の計画策定、また地域で雇用しています魅力化コーディネーターの育成もあわせた支援、さらには地域の現状や課題についての調査分析など、高等学校の魅力化に知見のある団体に委託をするものでございます。

一番下の職員研修等負担金は、高知国際中学校・高等学校で取り組む国際バカロレアについて、規定に沿ったワークショップへの受講負担金や、国際バカロレア機構への年会費

などに要する経費でございます。

652ページをお開きください。高校生国際交流促進費補助金は、高校生の海外留学への支援及び異文化等の理解促進に取り組むための経費でございます。

その下、事務費は、学校が地元市町村等と連携して取り組む、魅力化に向けた活動経費でありましたり、特色ある部活動の推進を図るために、専門性の高い指導者を招聘するための経費や、清水高等学校における普通科改革に向けた研究を行うための経費、また全国に発信し生徒を募集する、地域みらい留学フェスタへの参加費用など、主に中山間地域等の高等学校の振興に要する経費でございます。

その下、3施設整備費の設計等委託料及び施設整備工事請負費につきましては、議案説明資料により説明させていただきます。議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の1ページを御覧ください。

まず、資料の上段の左、（新）安芸中学校・高等学校の新校舎等の整備でございます。令和5年度の工事関連予算としまして、24億9,604万9,000円をお願いしております。

内容としましては、令和3年度に着手しました校舎棟、体育館の施設整備に伴う工事監理等の委託料や、工事請負費の債務負担行為の現年化であり、スケジュールとしまして、校舎棟の完成は令和6年3月を予定しております。

新たな安芸中学校・高等学校は、令和5年4月に開校いたしますので、令和5年度中においては、現在の安芸桜ヶ丘高等学校と安芸中学校・高等学校、両方の校舎を使用しまして、生徒への影響を最小限にとどめつつ教育活動を行ってまいります。

その下、清水高等学校の新校舎等の整備でございます。令和5年度の工事関連予算としまして、校舎棟新築主体工事や、体育館・多目的教室棟新築主体工事を含め、26億6,681万5,000円をお願いをしております。内容としましては、校舎棟及び体育館・多目的教室棟新築工事に伴う工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の現年化でございます。

その下、県立中村中学校の新たな教室棟の整備について御説明いたします。令和5年度の工事関連予算としまして、5億9,632万1,000円をお願いしております。内容としましては、新たな教室棟の整備に伴う工事監理等の委託料や、工事請負費の債務負担行為予算の現年化でございます。

次に、資料の上段右の中村高等学校西土佐分校の寄宿舎の移転整備について御説明いたします。新たな寄宿舎を整備するための工事監理の委託料や、工事請負費として1億8,137万9,000円をお願いをしております。令和4年度当初予算において、実施設計等の委託費と工事請負費の予算を計上しておりました。当初、舎室は現在の寄宿舎同様2人1室として実施設計を進めておりましたけども、生徒のプライバシーや、生徒が落ちついて学習ができる環境を確保いたしますため、1人1室に間取りを変更いたしました。このため、実施設計業務の完了が予定より遅れましたことから、工事工程を見直す必要が生じました。あ

わせまして、実施設計の進捗に合わせた事業費を精査しましたところ、資材の高騰に加えまして、諸経費の一部を計上できていなかったことに伴う追加や、地盤改良費の追加、設備内容の変更などにより、予算額の見直しを行う必要が生じたことから、改めて予算をお願いするものでございます。

それではお手数をおかけいたしますけれども、再び資料②議案説明書（当初予算）の652ページをお開きください。

説明欄の下から4つ目、上水道新設分担金は、清水高等学校の新校舎整備に伴う上水道の新設について、土佐清水市に支払う分担金でございます。

その下、市町村道整備交付金は、須崎市が須崎総合高等学校への通学路ともなる新たな須崎市道を整備しておりますので、その設計などに要した費用のうち、須崎市の実質負担相当額について交付金として交付するものでございます。

その下、補償補てん賠償金は、県立中村中学校の新たな教室棟の整備に伴う電柱の移転に伴う補償経費でございます。

その下の事業費については、（新）安芸中学校・高等学校の実習用機械の導入などに係る経費でございます。

続いて、653ページをお開きください。教育振興施設整備事業費交付金に係る債務負担行為となります。内容につきましては、議案説明資料により説明させていただきます。お手数をおかけいたしますけれども、議案説明資料、青いインデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の1ページを御覧ください。

資料の右中ほど、教育振興施設整備事業費交付金（黒潮町）でございます。令和元年度に創設をいたしましたこの交付金については、市町村が過疎債等を活用しまして、県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に資する施設整備を行う事業であって、高校生が50%以上使用できる、こういう施設について県が支援を行っております。これまで梶原町が整備をいたしました、梶原町生涯学習交流センター「ゆすゆす」や、本山町、土佐町が共同で整備をいたしました、れいほく教育魅力化・交流支援センターに支援実績がございます。今回、黒潮町が大方高等学校の生徒の居住機能を備えつつ、地域住民の研修スペースや公設塾を備えた交流センターの整備を予定しておりますことから、令和5年度の事業において、黒潮町の実質負担額の2分の1を交付金として支援をいたしますため、令和6年度の債務負担行為として576万9,000円をお願いするものでございます。

令和5年度当初予算についての説明は以上となります。

引き続き、本年度の補正予算について御説明をさせていただきます。資料④の議案説明書（補正予算）の324ページをお開きください。

一番右の説明の欄に沿って御説明させていただきます。1 高校再編推進費の下、シンポジウム開催委託料、高校生国際交流促進費補助金、事務費につきましては、新型コロナウ

イルス感染症の影響によりまして、各高等学校で取り組んでおります、学校の振興に向けた取組の縮小でありましたり、県教育委員会や学校が主催をします、短期の海外留学プログラムを中止したことなどに伴い減額するものでございます。

次に、2施設整備費の下、設計等委託料、施設整備工事請負費は、清水高等学校の造成工事の入札の残や、先ほど御説明いたしました西土佐分校の寄宿舎の施設整備について、工事監理委託料及び工事請負費を令和5年度に計上しましたことにより令和4年度の予算を減額するものでございます。

次に、326ページを御覧ください。繰越明許の追加でございます。(新)安芸中学校・高等学校の施設整備において、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の実施のために工事を一時中止しましたことに伴い、年度内工事が出来高が見込めなくなりましたために、工事費等を令和5年度に繰越しをお願いするものでございます。

最後に、清水高等学校の校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案と、清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明をいたします。この2つの議案、関連いたしますのであわせて御説明いたします。御手元の資料⑥議案説明書(条例その他)の12ページをお開きください。

12ページの中ほど、清水高等学校校舎棟新築主体工事と、その下、清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事につきましては、この工事の予定価格が5億円を超える工事ありますことから、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料により御説明させていただきます。議案説明資料、青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課の2ページを御覧ください。

資料の左の契約内容について御説明いたします。清水高等学校校舎棟新築主体工事の入札に向けては、6社の参加申込みがありました。令和4年12月20日に一般競争入札による入札を行いまして、結果、三宝・アーキテック特定建設工事共同企業体が、消費税を含めまして15億3,560万円で落札をし、当該業者とは1月23日に仮契約を締結しております。この工事の完成期限につきましては、令和6年8月13日となっております。

また、清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事の入札に向けては、6社の参加申込みがありました。令和4年12月28日に一般競争入札による入札を行いまして、結果、大旺新洋・北村商事特定建設工事共同企業体が、消費税を含めまして11億8,800万円で落札をし、当該業者とは1月23日に仮契約を締結しております。この工事の完成期限につきましては、令和6年5月15日となっております。

その下、スケジュールを載せてございます。本議会で議決をいただきましたならば、速やかに工事に着手をしてまいります。

資料の右に移りまして、整備の概要について御説明をいたします。新たに整理をいたします施設の位置につきましては、現在の清水中学校の南側県有地に校舎棟を、そして西側の県有地に体育館・多目的教室を整備いたします。校舎棟は、1階、2階に事務室、職員室などを配置し、3階に普通教室、4階に選択教室とあわせて、学年を超えた生徒の交流やグループ討議の場としてのラーニングスペースなども整備をしていくこととしております。

体育館につきましては、1階にアリーナ、2階の一部に部室を配置することとしております。多目的教室棟には、1階に家庭科室や音楽室、2階にカンファレンスルーム、トレーニング室等を整備することとしております。

なお、グラウンド、プール等につきましては、清水中学校と共有することとしております。

この工事の施工につきましては、今後、工事施工業者と十分な打合せを行いまして、清水中学校の生徒や教職員、また周辺住民の安全確保を第一として、周辺環境への影響を最小限にとどめました工事の実施に努めてまいります。

高等学校振興課の説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎上田（周）委員 西土佐分校の寄宿舎の移転整備で、先ほど課長から資料に基づいて、見直しの御説明がさらっとあったのですが、実は当委員会で昨年5月かな、出先機関調査で全員で行ってまして。本当に寄宿舎の老朽化で、4年度に予算がついて、地元の方も切望し、期待してよかったねということでしたが。今説明聞いて、この寄宿舎が現在2人で1室で実施設計した過程の中で、そのプライバシーとか云々で個室、1人になったということですが、今の社会の中で考えたら、個室というのは当たり前なんですよ。私が思うには、実施設計の前に基本設計ってありますよね。その基本設計に入る時点で、こういう議論がなかったのかなあというのが1点です。というのが、地域とか保護者の皆さん、物すごい期待してますので。これ5か月も6か月も遅れたら、すごい話やなあというて、経験からそう思いましたが、そのあたりの議論がなかったがですか。

◎野田高等学校振興課長 今回の西土佐分校の寄宿舎移転整備については、基本設計というのはございません。一緒に、実施設計の中で設計をしまいったものがございます。昨年のこの予算の御説明の際に、この総務委員会の場でも、個室に対する御意見もいただきまして、その後、具体的な設計ということで、業者と検討を始めたところでございます。この中で全国から生徒を募集するというときに、やはり今の生活スタイルに合ったものができるのであれば、それがいいのではないかと、そういった御意見もいただく中で、個室対応とする寄宿舎の間取りで検討させていただきました。その結果、確かに12月予定のところは2月までずれ込んだというのは、大変申し訳なく思っております。

◎上田（周）委員 もう現実進んでますのであれですが、前段申し上げたように、保護者の皆さんとか地元の方に対して、えらい遅いのうとかいうことがあろうかとも想像しますので。そのあたりは主管課のほうが、丁寧に御説明する機会を設けるというスタンスでよろしくお願ひしたいですが、そのあたり。

◎野田高等学校振興課長 現在、西土佐分校とその地域の方々とは、月1回程度で魅力化に向けた協議を行っております。その中でこの寄宿舍についての協議もさせていただいておりますし、その寄宿舍を使ってどうやって呼び込んでいくのか、そういったものも協議をさせていただいております。その場、また地域住民の説明の場で、しっかりと寄宿舍の活用方法についても丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

◎上田（周）委員 よろしくお願ひします。

◎塚地委員 関連で。時代の要請からしても、1人1室の間取りということが、基本になっていくのかなと思うんですけど。それで考えると、黒潮町で今後居住スペースも設けることになってると思うんですけど。そこもそういう考え方でいくんですかね。

◎野田高等学校振興課長 基本的な考えは、黒潮町が考えていくということになります。今回黒潮町のほうで考えているのは、生徒の居住機能もあわせつつ交流ができるといったスペースでございます。必ず個室とかそういうものでなく、居住ができるという条件の中で、活用して、建設をしていきたいというものでございます。このような御意見があったということは黒潮町にもお伝えはいたしますけども、あくまでも黒潮町のほうで、どのような住民との交流ができる機能を有した施設ができるのか、そういった視点で考えていくものだと考えております。

◎塚地委員 黒潮町のほうの御判断なんで、そこは御要望がどういう形で出てくるかなんですけど。やっぱり県として、一旦、1人1室がスタンダードなんだということを打ち出したら、それはほかにも波及するということは当然考えるべきことだし、町の要望とはいえ、ここがいったのにここは駄目なんだよの話は、なかなかしづらい話になってくると思うんですね。私はいい例だと思うんで、費用もかかるかもしれないけれども、やっぱり今の時期そういうことに流れていく必要があると思うので、1人1室ということを止めることを考えているわけじゃないんですけど。発展的に考えたら、これは県のスタンダードなんだなと思うと思うので、これからこういうものがつくられるときに、地元からそういう要望があれば、県としてはそれに対応するのかなという。そこは、仮定の話ですけれども、そういうことですよという。

◎野田高等学校振興課長 寮の間取りが何名でとか、1名1室でとかいう決まりはございません。地元市町村がどのようにお考えになるのか、生徒が安心して過ごせる居住環境としてどのようなものかというのは、協議をしっかりとしたいと思ひます。

◎塚地委員 協議は大事なんですけど、一旦そのルール敷きましたよということはある

ので。ぜひ、今後の対応は、ここだけ特別みたいなことになるのは教育行政上いかなもんかということもあるので。ぜひ、そういう御意見が来れば、前向きに対応すべきだということ、お伝えしておきたいと思います。

◎三石委員 西土佐分校の寮をつくっていただいて、非常に感謝をしております。地元ですからね。ありがとうございます。それと、月に1回ぐらい学校関係者、地元とお話されてると言われてましたけど。これは具体的にどのような話をされてるんですかね。

◎野田高等学校振興課長 話す内容としましては、先ほどのような寄宿舎の移転がもう現実になりましたので、全国募集をどのようにしていくのかということが1点と。来ていただいた子供たち、またその地元の生徒が西土佐分校に通ったときに、地域が何かできないかということ、例えば地域資源、四万十川を生かした釣り体験でありましたり、そういった体験活動を地元の方とどのようにできるのかと。そういった視点で検討、協議をしておるところでございます。

◎三石委員 何かアドバイザーというか、そういう方を派遣していただいて、助言を得るといふ話も聞いたんですけども。そこらあたりは継続的にやられてるんですか。

◎野田高等学校振興課長 本年度、島根県にあります地域・教育魅力化プラットフォームにアドバイザー委託をいたしまして、その助言をいただいております。この西土佐分校にも定期的に来ていただいて、全国でこのような取組をしているとか、そういったものの助言をいただきながら、それを西土佐でやるにはどうしたらいいのかとか、そういうことで協議をさせていただいております。

◎三石委員 やっぱりどこの地域もそうですけどね、本当に学校が消えるっちゃうことは、もう本当にその地域自体が消えるということと同じぐらい影響があるんですよ。存続の危機に立たされてるわけですよ。西土佐分校もね。どうにかして存続せにゃいかんということで、地域の住民はじめ県の方も一生懸命努力していただいているわけですけど。せっかくこういう寮も建てていただいて。カヌーなんかでも有名ですけども、非常に環境もいいしね。勉強やろうと思えば幾らでも勉強できるし、自然も豊富にありますしね。いいところですので、これを1つ機会にね、生徒が増えるような施策もどんどん進めていただいたらなと。そういうようにお願いをしたいと思います。以上です。

◎野町副委員長 統合がどんどん進んでおります。新しい安芸高も含めて本当に大きなプロジェクトだと思います。しかし、跡地の活用ということも、大きな問題だろうと思います。2年前にこの跡地の活用の問題を話させていただきました。安芸高の場合は生徒が来年度異動ですから、その後というお話はお伺いしておりますので、そのとおりだろうと思います。しかし須崎高校の現状がどうなのか、あるいは大栃がどうなのかも含めて、しっかりここは県有財産として有効に活用するということが、非常に大事なことだろうというふうに思いますが、その点についてお願いします。

◎野田高等学校振興課長 まず私どもが所管しています安芸中学校・高等学校につきましては、令和5年度につきましては校舎の完成が遅れますことから、それぞれの校舎で学校教育活動を行うこととなります。そういったことから、生徒への影響とかを考えまして、基本的には校舎等、生徒が使わなくなったとき以降で、教育委員会内でも検討を行いまして、そして関係知事部局、また関係市町村と、そういったもの等の御意見もお聞きしながら、具体的な活用策を取りまとめていくというスタンスでございます。

その検討に当たりまして留意すべき点としましては、津波浸水の想定区域にある、立地している施設でありますために、人が常駐する施設として活用することがどうかという点でありましたり、当然避難所という部分で活用できる部分があるのかどうか、そんな視点も含めまして、学校の活用について検討するということにはしております。

現在抱えておりますのは、南中高等学校もそういうことになりますので、令和5年度に入りましたら、具体的な活用方法について検討してまいりたいと考えております。

◎野町副委員長 ありがとうございます。管財課にもお話を今朝聞きましたけれども、順番として、それぞれ国があつたり、市町村があつたり、公的にどうなのか、そして、最後は民活だろうと思っています。安芸高云々ということではないですけれども、津波がなければ物すごくすばらしい眺望であり、環境であるわけであります。そこを地域の産業を含めて、しっかりと有効に活用していくということが大事なことなんだろうと。それが教育と結びつけば、さらにベストだと思います。ぜひしっかりとした検討をお願いをしたいと思います。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

昼食休憩のために、一時休憩とします。再開は1時20分とします。

(昼食のため休憩 12時02分～13時19分)

◎大石委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御報告いたします。午前中の委員会において塚地委員から、小中学校課の質疑の中で依頼をしておりました資料の提出がありましたので、各委員の皆様へに配付をしてありますので、御確認をお願いいたします。

〈特別支援教育課〉

◎大石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 令和5年度当初予算案について御説明いたします。資料②議案説明書(当初予算)の654ページをお開きください。まず、歳入でございます。主なものについて御説明いたします。

中ほどの9国庫支出金でございます。6教育費負担金の右の説明欄の義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金でございます。

その下の特別支援教育就学奨励費負担金と、その2つ下の欄の上から3つ目でございます。特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、通学費、給食費、校外学習費などにつきまして補助を行う、就学奨励の制度に係る国庫負担金補助金でございます。

同じ欄の上から2つ目、学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のための特別支援学校スクールバスの増便等に係る補助金でございます。

また、同じ欄の教育支援体制整備事業費補助金は、主に特別支援学校における看護師の配置等に係る国の補助金でございます。

655ページを御覧ください。上から4つ目の3生産物売払収入は、特別支援学校の職業教育実習の収入でございます。特別支援学校では、卒業後の自立と社会参加を見据え職業教育を重視しており、各学校が行う職業教育に関する学習では、物品の生産から販売までを一連の学習として行っているものが多くあり、生産物売払収入はその売上げの見込額です。

中ほどの1こうちふるさと寄附金基金繰入は、日高特別支援学校高知みかづき分校の職業教育実習で使用するケーキミキサーを整備するため、寄附金を活用するものでございます。

続きまして、656ページをお開きください。歳出についてでございます。特別支援教育課の令和5年度当初予算総額は、72億6,610万1,000円で、前年度当初予算額と比較しますと、1億403万1,000円の増額となっております。

それでは、3特別支援教育費の主なものについて御説明いたします。右の説明欄の1と2は、教職員や会計年度任用職員等の人件費などでございます。

3特別支援学校教職員旅費は、生徒引率など教職員の行動旅費でございます。

4学校運営費は、県立特別支援学校、本校7校、分校7校、計14校の学校運営に要する光熱水費や委託料等でございます。

657ページをお開きください。主な事業につきまして御説明します。スクールバス運行委託料は、県下7つの県立特別支援学校の通学用バス及び寄宿舎生が利用する帰省バスの運行を専門業者に委託し運行する経費でございます。

調理業務委託料は、学校給食や寄宿舎食の調理業務を専門業者に外部委託する経費でございます。

続きまして、中ほどの5職業教育実習費は、特別支援学校の職業実習に要する経費でございます。主なものとしては、日高特別支援学校高知みかづき分校のパンやケーキの製造販売と喫茶コーナーの運営、ほかの特別支援学校では野菜の栽培、木工製品や布製品の生産などの実施を行っており、学校外での販売学習も行っています。このような学習を通し

て働く基礎となる力や自信が培われ、卒業後の進路決定においても成果が上がっています。今年度、高知みかづき分校第10期卒業生は、14名中10名が就職を希望し、10名の就職が内定しております。

6 学校指導費は、特別支援学校の重度障害のある児童生徒の健康管理を行うため、学校への指導医の派遣や、修学旅行に看護師を同行させるための経費でございます。

7 教育内容充実費は、特別支援学校において、ICT機器を活用した教育支援に関する研修を推進する経費、進路指導やキャリア教育の充実のための経費、医療的ケア児の学校における支援体制充実のための経費などを計上しています。ICT機器を活用した教育支援に関する取組については、ICTを日常的に子供たち自身が活用できるようにするための環境整備や研修推進、ICT機器を活用し地域社会とつながる探究活動、文化芸術スポーツ活動を推進するための経費や、特別支援学校への巡回支援等を行うため、GIGAスクールサポーターを1名配置する経費でございます。進路指導やキャリア教育の充実については、外部人材活用によるキャリア教育戦略会議の実施や、各学校におけるキャリアガイダンスの実施、特別支援学校8校において企業等への一般就労を進めるための就職アドバイザー2名の配置、特別支援学校技能検定の実施などに要する経費でございます。

さらに、医療的ケア児の学校における支援体制の充実に向けた取組においては、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安全な環境で安心して教育が受けられるように、看護職員の専門性を高めるための研修や、相談支援体制の充実を図るための経費を計上しています。また、新たな取組として、医療的ケア児の通学支援は、医療的ケアにより医師から許可がおりず、スクールバスに乗車できない児童生徒に対し、福祉タクシーに看護師を同乗させる通学支援について、県内で活用できる資源を実証するためのモデル事業の実施に係る経費でございます。

8 就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や給食費等、就学に要する経費の一部を助成するための経費でございます。

658ページをお開きください。9 特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実や、切れ目のない支援体制の整備を目指す事業に係る予算です。主なものとして3つございます。

1 つ目は特別支援教育に関する専門性を有する指導主事や大学、医療等の外部専門家を、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校へと派遣し、指導や支援の充実に向けた助言を行う事業に係る経費です。

2 つ目は高等学校の特別支援教育の推進に向けて、発達障害等のある生徒に対する支援体制の充実、通級による指導の教育内容の充実のため、高知大学教職大学院と連携した担当教員の専門性向上のための取組に係る経費です。

3つ目は小中学校等の特別支援学級の担当教員の専門性向上を目指し、自閉症情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業に係る経費や、知的障害、肢体不自由など、自閉症情緒障害以外の特別支援学級等をサポートするための事業に係る経費となっております。

続きまして、659ページをお開きください。高知若草特別支援学校子鹿園分校の調理業務委託につきまして、債務負担行為により必要経費を計上させていただくものでございます。高知若草特別支援学校子鹿園分校の調理業務委託につきましては、隣接しております療育福祉センターにおいて一括して契約をしており、その経費としまして1,179万3,000円を債務負担で予算計上するものでございます。

令和5年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明いたします。資料④議案説明書（補正予算）の327ページをお開きください。

歳入に関する主なものとして、12教育費補助金につきましては、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。

続きまして、328ページをお開きください。歳出に関する主なものとして、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上したものの。また、予算の執行残が見込まれる事業について、減額補正を行ったものでございます。

次に繰越明許費についてでございます。330ページの明細書を御覧ください。これは、国の補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上したものでありますが、年度内執行が見込めないため繰越しをお願いするものでございます。

補正予算に関する説明は以上です。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 1つは、高知しんほんまち分校のことで。来年度の入学予定者みたいなのが、もう大体分かっている状況なんですか。

◎濱田特別支援教育課長 令和5年度入学生、中学部は定員6名に対して1名、高等部は定員16名に対して9名の、10名となっております。

◎塚地委員 取りあえず1名は入学してくださったということになって、どうやってこれから活用を広げていくかということ、高知市とも協議されたと思うんですけど。何か新たに展開できた考え方みたいなものがあればと思って伺いたかったんですけど。

◎濱田特別支援教育課長 新たにということではないかもしれませんが、高等部はまだ卒業生がいませんので、なかなか就労先とかが見えてこない。学校の選択に対して、まだまだ不安があるのかなと思っております。学校の周知不足を感じますので、また中学部については高知市教育委員会と、高知しんほんまち分校に入学を希望する生徒の状態などについて、定期的にしっかり情報共有しながら、入学生の確保に努めていきたいと思っております。

◎塚地委員 ぜひ。高知市の特別支援学校に対する入学生の考え方、学級にどうしても行ってほしいという基本的な考え方がなかなか柔軟でないというのは、保護者の方からも聞くお話なので。ぜひそこらあたりは丁寧に対応して、しんほんまち分校が、つくったにふさわしく役立っていけるようお願いしたいと思います。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎大石委員長 ここで、午前中の委員会で上田委員から質問のありました、行政監査に対する対応状況について説明を求めます。

合田教育次長並びに原生涯学習課長。合田次長からお願いいたします。

◎合田教育次長（総括） 私のほうから県立学校の備蓄物資に対する行政監査の指摘について、御説明申し上げます。

本年度、県立学校、室戸高校、丸の内高校、江の口特別支援学校に対して、備蓄物資の行政監査を受けました。結果、室戸高校につきまして、消費期限が経過している物資を保管しておいたという御指摘を受けております。当該物資につきましては、先日廃棄処分に係ります事務手続を終えまして、廃棄することとしております。

なお、今回の件を受けまして、全県立学校につきまして調査を実施いたしましたところ、室戸高等学校以外に消費期限切れの物資を保管している学校はございませんでした。

また、今回の監査におきましては、消費期限が来る前に有効活用をするよう努めることという御指摘もいただいております。このため、今月、間もなくでございますけれども、各県立学校に対しまして、備蓄物資の適切な管理と有効活用につきまして、全県立学校に対して周知徹底する文書を発出する予定としております。

あわせて、各学校で備蓄物資の管理簿をつけておりますが、室戸高校につきましては管理簿をつけておりながら、その消費期限が過ぎておいたということで、管理が徹底されてなかったということだろうと考えておりまして、大変遺憾に思っております。今後は、各学校の管理を徹底することとあわせて、所管する学校安全対策課において、少なくとも年に1度は学校の管理簿をチェックするという体制をとってまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

◎原生涯学習課長 生涯学習課のほうから、同じく行政監査の結果について御報告させていただきます。

生涯学習課の所管につきましては、青少年センターで行政監査を受けております。ここで3点ほど、行政監査のほうから指摘を受けております。

1つは、青少年センターでは、県職員用の食料と、宿泊利用者用の食料、飲料水を保管しております。結果としましては、そうした備蓄物資の保管場所を把握しているのが、管

理職員等の一部の職員のみであったということが1点でございます。

2点目が、保存期限まで残りの期間が1年以上ある備蓄物資の一部を、本来であれば災害時等職員用備蓄物資管理要領というものがございまして、そちらに基づきまして、総務事務センター課長の了解を得た上で払出しすべきところですが、そうした手続が漏れておったということが2点目でございます。

3点目が、物品出納管理簿と現物の数量が一致していないものがあつたと。その関連でいきますと、先ほどありましたように、有効活用されていない、賞味期限を経過している食料があつたということの3点でございます。

こちらにつきましては、今後の対応ということになってまいります。先ほど次長のほうからも申しましたように、まず施設において管理を徹底していただくこととともに、当課におきましても、生涯学習課でつくった要領に基づき管理をしていく。また、その管理物品の台帳を提出していただき、チェックもしていくことにしていきたいと思っております。

また、今回の指摘を受けまして、ほかの施設でも確認しました結果、幡多青少年の家におきましても同様に、食料の備蓄のほうは賞味期限切れになっている備蓄があつたということでございます。そちらについても、同様にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

なお、こちらの賞味期限を過ぎた備蓄食料につきましては、廃棄ということを考えておりますが、その前に有効活用、何らかの形でできないかということを確認、検討した上で、廃棄となれば廃棄をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎上田（周）委員 詳しく説明ありがとうございます。室戸高の関係で、有効活用ということで大事な視点やと思います。午前中に申し上げましたが、国際中学校、生徒主体でイベントがあつて、行ってました。すごい熱心に頑張つてやっていますが、見学させていただいて思ったことは、先ほど有効活用という話がありましたけど、実際県立学校の場合多くが近隣住民の皆さんの避難場所に同時になっている点がありまして。この有効活用という面では、住民の皆さんと一体になって、機会があれば整理して取り組んでいきますよということをやつたらどうかと思います。それは要請ということで。

◎合田教育次長（総括） 実際に学校によっては、その地域の皆様と一緒にやる防災訓練なんかのときに活用しているということもお聞きしておりますし、結構多くは、児童生徒の皆さんにお持ち帰りいただいて御家庭で活用していただく、あわせて学校の防災対策なんかにも、改めて御認識を深めていただくという形で進めております。議員の御指摘も踏まえて、引き続き有効活用してまいりたいと思います。

◎上田（周）委員 ありがとうございます。生徒も頑張つてやっていますので、その辺また

よろしく申し上げます。

◎大石委員長 それでは、引き続き生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 当課の令和5年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の660ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。一番上にあります、7分担金及び負担金は、オーテピア高知図書館で行う県市に共通します業務のうち、県立図書館が主体となって実施する企画広報業務などに係る経費に関しまして、県市の負担割合に基づく市の負担分である2分の1を、高知市から負担金として受け入れるものでございます。

次にその3行下でございます、8使用料及び手数料は、青少年センターをはじめとします青少年教育施設の使用料収入となります。

その3行下でございます、9国庫支出金から、次、661ページの下のほうにあります計までになりますが、後ほどの歳出の説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

続きまして、662ページを御覧ください。歳出につきまして、主な事業を中心に説明をさせていただきます。まず一番上、科目欄中ほどでございます、1教育総務費の下でございます、4学校施設等整備費でございます。右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

1青少年教育施設整備費のうち、1つ目の設計調査等委託料及び2つ目の建築等工事請負費は、幡多青少年の家の体育館の非構造部材等の耐震化などを行うものでございます。このほか、こちらの予算には計上されておりませんが、令和5年度より県有施設の維持修繕につきましては、土木部建築課において執行することとなりましたことから、建築課予算への計上となりますが、青少年センターの体育館においては、大小アリーナの少し老朽化しておりました床の張り替えなどを行うことを予定しております。

次に663ページを御覧ください。中ほど、ちょっと上のほうになりますが、1生涯学習費でございます。右の説明欄の1生涯学習推進事業費の1つ目、若者サポートステーション事業等実施委託料は、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者などに対しまして、社会的自立に向けた就学や就労支援を高知県社会福祉協議会等に委託し、サテライト2か所を含みます県内5か所の若者サポートステーションを拠点として行うものでございます。

2つ飛ばしまして、生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かす環境づくりに向けまして、生涯学習のポータルサイトである、まなび場 S e a r c h の運営や、生涯学習に関する情報提供及び相談業務、あと視聴覚ライブラリーの運営管理などをNPO法人に委託して行っているものでございます。

次に一番下でございます、高知みらい科学館運営費負担金は、県内全域の理科教育及び

科学文化の振興を図るため、高知市が設置運営を行う高知みらい科学館の運営などに要する経費について、県市の負担割合に基づく県の負担分である2分の1を、高知市に負担金として支出するものでございます。

次に664ページを御覧ください。上から3つ目、2社会教育振興費の下、3つ目にはありますが、社会教育振興事業費補助金は、青年団協議会をはじめ、高知県連合婦人会やPTAの連合組織など、社会教育関係団体の行う青少年の健全育成を推進する活動ですとか、社会教育に関する研修会等の経費に対して助成を行うものでございます。

次は、中ほど少し下にはありますが、3学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。

すぐその下にはありますが、放課後児童支援員認定資格研修実施委託料は、放課後児童クラブの支援員として必要な知識や技能の習得などを目的とする、認定資格研修を委託により行うものでございます。

その下、特別支援学校放課後生活支援事業委託料は、特別支援学校の児童生徒の放課後の活動などを行う場所の運営を、保護者会に委託して実施するものでございます。

その次の下にあります、学び場人材バンク設置委託料は、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける学びや体験活動の充実を図るために、市町村や学校等の求めに応じまして、活動を支援する人材の紹介ですとか、子供たちが楽しく学べる出前講座などを行う業務をNPO法人に委託して実施するものでございます。

2つ飛ばしまして、一番下の地域学校協働本部事業費補助金は、地域と学校が連携協働し、地域全体で未来を担う子供たちの学びや成長を支える仕組みである、地域学校協働本部の運営や活動に対して、市町村が行いますことから、市町村に対して助成を行うものでございます。

来年度につきましては、公立小中学校における地域学校協働本部の実施予定校数は、今年度の265校から270校へと増加をする予定です。実施校率で見ますと、今年度96.4%であったところが、98.5%へと増加する予定を見込んでおります。

次に665ページのほうを御覧ください。一番上にはありますが、放課後子ども教室推進事業費補助金から、その2つ下の放課後児童クラブ施設整備事業費補助金までの3つの補助金は、放課後における子供たちの安全安心な居場所づくりや、多様な体験活動の機会を提供するため、留守家庭の子供の生活の場である放課後児童クラブと、放課後において様々な体験交流活動を行う放課後子ども教室の総合的な推進について、実施主体である市町村を支援するものでございます。来年度の実施予定箇所は、児童クラブが186か所、子ども教室が144か所となり、97.3%の小学校において児童クラブや子ども教室が設置される予定となっております。

その下にはありますが次の家庭教育支援基盤形成事業費補助金は、市町村が行う子育て講座の開催など、家庭教育支援の取組について支援をするものでございます。

1つ飛ばしまして、4環境学習推進事業費でございます。

その下、自然体験型学習事業費補助金は、自然体験を通して子供たちの生きる力を育むため、森林環境税を活用しまして、森林に関わる小中学校が実施する2泊3日以上宿泊体験活動及びNPO法人や民間団体等が行います1泊2日以上宿泊体験活動を支援するものでございます。

1つ飛ばしまして、5青少年教育施設管理運営費でございます。

その下に一般職給与費等4つの項目がございます。これらは、県が直接運営しております、青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、あと主催事業に係る経費及びそれに加えまして当課が所管しております香北青少年の家など、4つの指定管理施設の運営に係る委託料などがございます。

次に一番下の1つ上でございますが、6図書館管理運営費でございます。

内容につきましては、次の666ページを御覧ください。まず、上から2つ目の管理等委託料でございます。オーテピア高知図書館に係る施設管理等の業務に関しましては、地方自治法に基づく事務の委託の制度を活用し、県立図書館に係る事務の一部を高知市に委託しております。この管理等委託料は、光熱水費や清掃業務などといった施設の維持管理に要する経費のほか、書架整理など専門性を要しない図書館業務に要する経費などについて、高知市に委託料として支出するものでございます。

その次の図書館情報システム保守管理等委託料は、図書館情報システムや、セルフ式貸出し機などの機器の保守等に要する経費になります。この中には、令和5年5月末で保守期間が終了しますセルフ式貸出し機などの機器について、令和5年6月から約5年間の保守延長を行うことに伴う、令和5年度分の保守経費約1,900万円を含んでおります。後ほどこの保守延長に伴う債務負担行為について、説明をさせていただきます。

次の移動図書館バス運転業務等委託料は、県内の読書環境の向上を目的として、市町村立図書館や学校公民館等を巡回し、図書の配本等を行います移動図書館バスの運行に要する経費でございます。

次の図書館資料電子化等委託料は、県立図書館が所蔵しております貴重な郷土資料につきまして、資料をデジタル撮影し、ホームページの公開用や保存用の画像データ等を作成するための経費となります。

1つ飛ばしまして、冊子等作成委託料は、オーテピア高知図書館が行う取組などを紹介します広報紙コトノハの発行ですとか、図書館が行います課題解決支援サービスを漫画で分かりやすく説明する、リーフレットの作成などに要する経費でございます。

次に2つ飛ばしまして、運営費負担金でございます。こちらは県市共通業務のうち、高知市民図書館が主体となって実施します窓口サービス等の業務に必要な会計年度任用職員の人件費や、消耗品費、通信運搬費などの経費について、県市の負担割合に基づく県

の負担分である2分の1を、高知市に負担金として支出するものでございます。

最後の運営費は、県立図書館の図書購入費や市町村立図書館等への支援に係る経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、図書館協議会や図書館サービス計画推進委員会の開催、事業の企画や広報業務など県立図書館が主体となって実施する県市共通業務に係る経費でございます。この中には当課のデジタル化の取組としまして、昨日冒頭の総括説明の中で、教育長のほうから御説明いたしました、閲覧型の電子書籍サービスを新たに導入する経費、約4,708万円を計上しております。現在の電子図書館に比べますと、専門書や学術書が充実しておりますことなどから、県内どこからでも気軽に仕事や暮らしの中で生じる課題の解決に役立つ情報収集ができる環境を提供してまいりたいと考えております。なお、この経費の2分の1につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用を予定しております。

以上、生涯学習課の令和5年度の歳出当初予算額は22億9,556万7,000円で、前年度当初予算比、約10%増となっております。増額となった主な理由としましては、先ほど説明しました、青少年教育施設の耐震化や、県立図書館における閲覧型電子書籍サービスの導入などに伴うものでございます。

続きまして、668ページを御覧ください。債務負担行為について説明をさせていただきます。図書館情報システム機器保守等委託料は、先ほど歳出のところでも御説明させていただきました、令和5年5月末に保守期間が終了しますセルフ式貸出し機などの機器について、約5年間の保守延長を行うことから、当初予算に計上しております令和5年度分を除く、令和6年度から9年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、当初予算の説明を終わります。

続きまして、令和4年度2月補正予算について説明をさせていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の332ページをお開きください。

まず、一番左にあります科目欄の中ほどにあります、4学校施設等整備費でございます。右端の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

1 青少年教育施設整備費の補償補てん賠償金は、昨年11月に着工しました、いの町八田の青少年体育館の屋根修繕工事におきまして、昨年12月23日から24日にかけての降雪によりまして屋根に積もった大量の雪が、工事請負業者が体育館の壁面に設置しておりました足場のほうに落下しまして、その影響で足場が倒壊しましたことから、工事請負契約書の規定に基づきまして、その足場等の解体撤去ですとか再設置に要する経費の発生など、受注者の被った不可抗力による損害の補償を行うものでございます。なお、こちらにつきましては、当該工事自体も来年度へ繰り越すことを見込んでおりますことから、この補償補てん賠償金につきましても、令和5年度へ全額繰越しをお願いするものでございます。

次に、科目4生涯学習費でございます。右側説明欄の1学校・家庭・地域教育支援事業

費の放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、市町村の放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染者等が発生した場合に、事業を継続するための感染拡大防止対策及びICT化推進に対する補助金の増額を行うものでございます。なお、こちらは、実施主体になる市町村においては、令和5年度に事業を執行することになりますことから、こちらにつきましても全額の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、2環境学習推進事業費の自然体験型学習事業費補助金でございます。こちらは学校や団体などが行う、宿泊を伴う自然体験活動への支援を行うものですが、今年度新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止のため、実施校及び実施団体が当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

次の3図書館管理運営費の図書館情報システム保守管理等委託料は、入札残に伴う減額となっております。

333ページにあります運営費は、オーテピアの無線LANアクセスポイントなどのネットワーク機器のリース契約におきまして、機器の納期が当初の計画より遅れることが見込まれるため、結果としてリース期間が短くなったことに伴う減額でございます。

続きまして、334ページを御覧ください。繰越明許費の追加について説明をさせていただきます。

一番左の款項の欄、1教育総務費の青少年教育施設整備費は、先ほど説明しました青少年体育館屋根修繕工事に係る補償金及び当該工事とともに現在進めております青少年センターの球場の段差改修工事、あと幡多青少年の家の本館宿泊棟の内部改修工事において、この作業段階ということになってきますが、年度内の工事完了が見込めていなかったことから、令和5年度への繰越しをお願いするものでございます。なお、現時点では、このうち青少年センターの球場の段差改修工事及び幡多青少年の家の本館宿泊棟の内部改修工事につきましては、年度内に工事が完了する見込みとなっております。

その下、4生涯学習費の学校・家庭・地域教育支援事業費は、先ほど説明しました放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の全額繰越しと、南国市のほうで行っております放課後児童クラブの施設整備事業において、これも年度完了が見込めていなかったことから、その経費について令和5年度への繰越しをお願いするものでございます。なお、これも重複して非常に恐縮ですが、南国市の放課後児童クラブの整備については、年度内に完了する見込みとなっております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

電子図書館なんですけれども、サービスがこれから本格的に稼働していくと思うんですけども、先ほども高等学校課のときに、西土佐分校の話とかいろいろ出ましたけれども。今年度業務概要で出先の調査に行ったときにも、各県立高校、あるいは中学校でも図書室

というのはやっぱり濃淡があったりするということなので。この電子図書館のサービスが広がっていけばいくほど、中山間の高校生の皆さんとか、特に中心部、オーテピアに実際に来れない皆さんにとっても便益になるんじゃないかという気はするんですけども。

これ生涯学習課の範疇を超えてますけど、今県立高校あるいは、小中学校課でもタブレットを配付して授業をしてますけれども、こういう機器とこの電子図書館の相互性といいますか、連携みたいなものは図られるようになるんでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 高知県、電子図書館の状況でいいますと、現在、先ほど説明しました高等学校課と、あとICTの関係になります教育政策課などの関係課と連携しまして、まず電子図書館に入るためのIDが必要となってますので、精力的にその登録を各県立学校にお願いをして進めているところでございます。基本的には、今までに特別支援学校では全ての学校で全ての生徒が、既にIDを取得しておるということでございますし、県立高校につきましても既に半分以上で登録は済んでおり、まだIDの登録ができてないところについては、引き続き取組を進めております。

◎**大石委員長** ぜひ強力に進めていただきたいと思います。あと加えて、予算感の問題と、将来的にどれぐらいまで増やすつもりかみたいな、中長期的な蔵書の計画はあるんでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 電子図書館につきましては現在、約6,000冊ほどを閲覧できるようにしております。これに加えまして新たに来年度導入する予定の閲覧型電子書籍で、約4,000冊ほどを導入することとしております。現在も、オーテピアから市町村立図書館への貸出し等も行っておりますが、やはり電子書籍の強みというのは、県内どこにいても、いつでも手軽に見れるというところだと思いますので、PRしながらより一層活用を進めてまいりまして、その有効性というのがあれば、さらに増額していきたいと考えております。

◎**大石委員長** これは利便性もそうですけれども、あと電子化されたものをダウンロードできるということで、いわゆる希少な資料とかも、データ化したものを見れるという利点もあると思うんです。例えば、公文書館には県民グラフがあったりとか、あるいは歴史資料など各文化施設に所蔵されてるものでも、データであれば公開できるものとかが今後出てくるように思うんです。そのあたり、ほかの施設との連携ですね。通常の本だけじゃなくて、いろんな県関係の資料をデータ化したものをここで貸出しできるようにすることについて、計画はあるんでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 少し委員長の質問とは異なるのかもしれませんが、江戸時代に作成されたような古い地図なんかもございまして、現在そちらをオーテピアで、新型コロナウイルスの交付金などを活用しまして、デジタル化を進めており、既に300件ほどについては公開をさせていただいておるところでございます。そうしたものについては、隣接する高知城歴史博物館でも、いわゆる広報紙なんかで活用などもされておると伺っております。引

き続きオーテピアとも話をしまして、デジタル資料に関する横の連携もさらに促進するように取り組んでまいりたいと思います。

◎大石委員長 ぜひ、課を超えた連携ということで。生涯学習課も大変だと思いますけれども頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎上田（周）委員 この12ページの学校・家庭・地域の連携の中で書いてくれています。午前中、森田委員から放課後児童クラブの取組で、すごい広がっていていいなという中で、今の説明で、この家庭教育支援基盤形成事業費、350万円と経費的には少ないけど、私、前から不登校対策の中で、家庭教育が大事じゃないかという考え方を持っています。そんな中でこの事業に県内で幾つぐらいの市町村が取り組んでおるのかと、その講座へどれぐらい参加してるかなということを、参考に教えてください。

◎原生涯学習課長 来年度の家庭教育支援基盤形成事業費補助金につきましては、18市町村で活用いただくようになっております。済みません、個別のどれだけ参加したかというのを、手元に集計したものはありませんが、主に、乳幼児期の子供を抱える保護者の方との研修等に活用されているというところがございます。規模の人口の少ないところは数組の親子から、多いところで40組とかの参加があったと記憶をしております。

◎上田（周）委員 就学前教育の充実の中の1つだと思いますが、これからますます核家族化で、両親が共働きという中で、そういった家庭教育が大切になると思います。ぜひ、そのあたりの力を入れていただきたいと思います。

◎加藤委員 オーテピアについて先ほども関連して質疑がありましたけれども、非常に好評で、利用者もかなり順調に御活用いただいているような状況だと思うんですけども、市町村の図書館への支援なんかというのは、今どんな状況でございますでしょうか。

◎原生涯学習課長 1つは、先ほど少し説明もさせていただきましたが、図書館等バスを活用しまして、各市町村立図書館への配本ということをやっております。あともう1つ、物流便という、いわゆる宅急便を使いまして、リクエストがあった書籍等につきましては、各市町村図書館のほうへ配本、貸し借りをしているということがございます。

もう1点は、最近出来た図書館で言いますと、香美市の「かみーる」という新しい図書館がございますが、ほかにも幾つかの市町村において新しい図書館を設置するという動きがありますので、そうしたところにつきましてオーテピアや当課のほうで、地域の方と一緒に新しい図書館、どういう在り方がいいんだろうかというような講演会もやっておるところでございます。

◎加藤委員 少し論点は違うとは思いますが、図書館の振興計画を以前につくって、市町村と連携してやってほしいという意見がこの委員会でも出たと思うんですけど、その後どんな進捗状況でしょうか。

◎原生涯学習課長 図書館振興計画につきましては、年によって少し違うんですが、基本

的に1年に1回進捗管理をしまして、例えば本の貸出し利用数の状況であるとか、あとは市町村立図書館への入館状況など、関連する指標について確認をさせていただいておるところでございます。今年度、ちょうど策定してから5年になりますので、この議会が終わってからになります、中間の検証を行うため図書館振興協議会を開催するように予定をしております。

◎加藤委員 ありがとうございます。検証もされるということですので、とてもいい計画だったと思うんですけど、やっぱり現場を担う皆さんの理解、それから知名度の向上みたいところが非常に課題という御意見も出てたと思いますので、そこら辺もまた注意して、いい計画ですので実効性を持たせて進めていただきたいと思います。

それと細かい質問で恐縮ですけど、オーテピアで民間駐車場にとめたときにチケットをお配りしてると思うんですけど、その利用状況は、今分かりますでしょうかね。

◎原生涯学習課長 済みません。今手元のほうにデータはございません。少し答えは違いますが、駐車場の状況を少しお話をさせていただきますと、平面式の駐車場につきましては、土日祝日は朝からほぼ満車の状態が続いております。また、イベント等を開催する場合には、一時的に追手筋に入庫待ちの車列が見られるような状況がございますが、先ほど委員からお話のございました周辺の民間駐車場、8か所ございますが、そちらを案内することで、大きな渋滞やトラブルはなく、比較的スムーズに運用はできているという状況でございます。

◎加藤委員 はい、分かりました。そしたら利用状況は、また別途お知らせいただけますでしょうか。

◎野町副委員長 御説明の中にはなかったかもしれませんが、芸西村の天文館の関係で、オーテピアの予算のこともありましたけれども、関勉さんの表彰もあり、こども科学館との連携というような、何かイベントなどもあったかと思えますけれども。そういうことも含めて、あそこの天文館の利用者の伸びが今どうなってるのかというのを教えていただきたいです。

◎原生涯学習課長 芸西天文学習館につきましては、主に夜間に、いわゆる教室的な形でやっている関係がございまして、人数だけで見ますとあまり変動はなく、大体500人から1,000人ぐらいの間で推移しておるという状況でございます。あと、先ほど話のありました連携につきましては、高知みらい科学館にございますプラネタリウムでは、芸西天文学習館でやる様々な教室等について常にPRをさせていただいておりますとともに、また反対に芸西天文学習館でも、毎回芸西天文学習館に行くのはなかなか難しいという御家庭等もございますので、高知みらい科学館のプラネタリウムもぜひ見てくださいという、相互に案内をさせていただいておる状況でございます。

◎野町副委員長 以前の委員会の中でも施設の改修とか、そういったところに対しても、

今後調査をするというお話とか、あるいは、特に芸西村のほうでも、建物へのアクセス道のこととか、手すりの問題とか、先ほどの関さんもお年を召しておられるということも含め、そういう障害を持たれた方々もスムーズにアクセスができるようなことを含めて、これを機にそういう対応ができればという話で、慎重に調査もしますというお話だったんですけど。それ以降どのような形になってるのかというのを、教えていただきたいなど。

◎**原生涯学習課長** 当課には技術職員がおりませんので、土木事務所にも相談しながら、どういった協力をお願いできるかというので、いろいろ検討はしているところですが、今のところめどがつかないところがございます。

あと具体的に言いますと、建設技術公社なんか、他の工事の関係で少しお付き合いがありましたので、仮に先ほどお話がありましたようなバリアフリーの設計する場合に、幾らぐらい要るものだろうかという御相談をさせていただいて、その金額は見せていただいております。今後どういった対応していくかというのは、今後また検討していきたいというふうに考えております。

◎**野町副委員長** 分かりました。500人から1,000人って、えらい幅が大きいという気もするんですけども。鶏が先か卵が先かという話ですけど、要は本当に老朽化して、雨漏りも含めて、もうやばい状況だということは、十分御承知のとおりだと思います。小さな子供を連れて夜間にお越しになられるときに、やっぱりあのアクセスでは、あるいはあの研修室といいますか、あの部屋ではなかなかというようなことも含めて、少し改善をすることによって、お客さんが増える、利用者が増えるということもあるのかなという気もします。せっかくの関さんの表彰も含めて、私はいい機会じゃないかなと思ってます。ぜひそこら辺を含めて、さらに前向きに検討いただきたいなと思いますが、これは要請ですけども、何か教育長も含めて、コメントがあればお願いしたいです。

◎**原生涯学習課長** 天文ドームではなく学習館のほう、確かにかなり老朽化しております、一定いつかの総務委員会でも御報告させていただいたと思うんですが、今年度、耐震診断を行いました結果、やはり耐震性は課題があるということになっておりますので。副委員長からお話がありましたように、少なくとも改修とか、そういったことは考えていかなければならないと考えております。

◎**長岡教育長** 本会議でも以前にお話もいただいたところでありまして。これについては、またしっかりと検証しながら、どういうことができるのか検討を進めていきたいと思っております。

◎**野町副委員長** 前向きなお答えをいただきましたので、安心をしております。学習館ではありますけれども、自然豊かなところで宇宙を眺めるというロマンといいますか、教育としても当然そうですけども、やっぱり観光というところの視点でも魅力的な施設ではないかなと思ってるので。そこら辺しっかりした施設があって初めて利用客が増えるとい

うようなこともあるんじゃないかと思っておりますので、なお、また御検討よろしく願いいたします。

◎大石委員長 ちょっと関連で伺いたいんですけど。今、野町副委員長がおっしゃった、高知の子供たちに自然体験という意味で、星空教育という呼び方をするか分かりませんが、確かに星空というのは非常に重要だと思いますけれども、小中高で、高知県の子供たちが育っていく中で、宇宙とか高知の星空に関するような、何か教育上の位置づけみたいなものはあるのでしょうか。通常の教科の中でそれぞれ教えられてると思うんですけど。というのは、関先生をはじめとして、この学習館に通われてる方は大体教員の皆さんが多いと思うんですけども、その皆さんが培ったノウハウを、この学習館の中だけで、来た子供たちにだけ提供するというのも、何かちょっともったいないんじゃないかなという気もしたりするんですけども、そのあたりは、学習指導要領の中で星空というのがどういう扱いになって、かつその中で高知の空とか、高知の今まで培ってきた知見というのをどういうふうに生かすのかという。学習館があるということも1つあると思うんですけども、何か特別に位置づけみたいなものはあるのでしょうか。これは生涯学習課の所管じゃないとは思うんですけど。

◎原生涯学習課長 芸西天文学習館と直接ではないんですが、高知みらい科学館は高知市立になりますので、必ず各学校が1度は高知みらい科学館で理科学習の授業をやっております。その中で、全部かどうかは確認ができておりませんが、基本的にはプラネタリウムも使って、授業が行われると聞いております。

◎長岡教育長 おっしゃっていただいたように、天文につきましては、当然理科の教育課程の中で実施をしているところです。そのほか高知県の場合は、例えば教員の集まりで理科部会とか、各教科部会がございます。そういった中において、特に理科の教員が集まって、天文の学習をするといったときにはこういうところとか、オーテピアの科学館とかを活用し、それを子供たちにより広げるという活動はさせていただいております。

◎大石委員長 ありがとうございます。高知県教育委員会も、郷土教育というのを非常に重要視されてると思いますけれども。高知県の星空というのが全国的に見ても非常にすばらしいものだという何か強い位置づけで、またぜひ取り組んでいただけたらいいかなという観点で質問をさせていただきました。これはもう要請といいますか、以上でございます。質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

〈保健体育課〉

◎大石委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 初めに令和5年当初予算について、主要なものを中心に御説明させていただきます。資料②議案説明書（当初予算）の670ページをお願いいたします。歳出予

算について御説明いたします。

2 児童費、3 保健体育費です。右の説明欄のほうを御覧ください。

1 学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と食育の推進に関するものでございます。

1 つ目の健康診断委託料は、県立学校の栄養教諭、学校栄養職員などの給食従事者に対する健康診断委託料でございます。

2 つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と、職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、約600名の学校給食関係者を対象に年1回、衛生管理食育研修会を開催するものでございます。

3 つ目の食育推進事業委託料は、公益財団法人高知県学校給食会への委託によるボランティア団体と連携した食事提供活動の実施と、高知県学校栄養士会への委託により、令和4年度に作成した食育教材の効果的な活用方法の研究により、基礎となる朝食の摂取を推進し、望ましい生活習慣を実践する力の育成をするものでございます。

1 つ飛ばしまして、5 つ目の定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の夜食給食に要する経費の一部を補助するものでございます。

6 つ目の給食扶助費は、県立中学校の要保護及び準要保護生徒の給食費を扶助するものでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の夜食給食に要する経費や、学校給食衛生管理指導に要する経費などでございます。

2 の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものでございます。

1 つ目の学校医等報酬は、学校三師、いわゆる学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬でございます。

2 つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料でございます。

671ページをお願いいたします。1 つ目の学校医等配置委託料は、学校三師の配置を医療機関に委託するものでございます。

2 つ飛ばしまして、4 つ目の医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護及び準要保護児童生徒が虫歯、中耳炎などの学校病にかかった場合の医療費を扶助するものでございます。

事務費の主なものは、養護教諭等の研修経費や、健康教育の充実を図るための外部講師の派遣に要する経費などでございます。

3 の学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり、遊びや運動の機会を増やしたりすることにより、体力、運動能力の向上を図るものでございます。また、教員の指導力向上を図るための研修会への派

遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用し、運動部活動の活性化を図るものがございます。

1つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制通信制の県大会における運営を競技団体に委託するもの及び大会会場の警備委託でございます。

2つ目の部活動地域連携等実証事業委託料は、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実証研究などを、市町村教育委員会や総合型地域スポーツクラブに委託するものがございます。

2つ飛ばしまして、5つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金は、県内の市町村立中学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する経費の一部を補助することにより、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものがございます。

6つ目の部活動地域連携等体制整備支援事業費補助金は、市町村教育委員会において運動部活動の地域連携等に向けた体制整備に要する経費の一部を補助するものがございます。

7つ目の令和5年度全国中学校体育大会対策費補助金でございます。赤いインデックスの議案説明資料、保健体育課の1ページをお願いいたします。

左上、①事業概要にございますとおり、全国中学校体育大会が、今年の夏に9年ぶりに四国で開催されることとなっております。下の実施内容にありますとおり、本県では8月17日から8月25日まで、軟式野球、卓球、バドミントン、相撲の4競技が開催されます。令和4年5月には、高知県や開催市、競技関係者を中心に、令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会を設立し、準備を進めてまいりました。令和5年度は開催年度となるため、夏の大会に向けてより一層の準備を進めてまいります。

また、真ん中ほど、実施内容のところを御覧ください。令和5年度全国中学校体育大会実行委員会の事業費用にございますとおり、実行委員会の予算案としまして、9,795万6,000円を予定しております。このうち、右側の財源構成の国補助金を含めた3,501万1,000円が県からの補助金となっており、そのほかは県内市町村及び日本中学校体育連盟からの補助金や、大会に参加する選手からの参加料、協賛金や寄附金などがございます。

当補助金につきましては、教育長が会長である令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会に対する支出となることから、双方代理の事前許諾をお願いいたします。教育長が代表である団体への補助金につきましては、民法第108条の双方代理の関係にあり、同一の法律行為について、相手方の代理人として、または当事者の双方の代理人とした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすとされております。補助金の申請、請求、受領などの権限を副会長に委任し、双方代理を解消する予定ですが、加えて、同法同条、ただし債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りではない、を踏まえ

まして、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾をいただきたく、御説明をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

先ほどの資料②議案説明書（当初予算）671ページにお戻りください。事務費の主なものは、運動部活動指導員を各県立学校に配置する経費や、各種体育大会に生徒を引率するための旅費などがございます。

以上、保健体育課の令和5年度当初予算は2億7,683万1,000円で、対前年度比は53.2%となっております。主な減額は、令和4年度全国高等学校総合体育大会の大会終了に伴うものでございます。

続きまして、令和4年度補正予算について説明させていただきます。資料④議案説明書（補正予算）の336ページをお願いいたします。歳出予算の補正について御説明いたします。歳出は総額で1億387万3,000円の減額補正となっております。

2 児童費、3 保健体育費です。右の説明欄を御覧ください。

1 学校保健推進費の減額は、健康診断において、児童生徒の受診人数が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会がリモートによる実施となったことなどによる旅費の減額及びスクールヘルスリーダー派遣事業の派遣回数等が、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に2 学校体育推進費の減額の主な理由は3つでございます。

1 つ目は、地域運動部活動推進事業委託料において、実施希望団体が当初より少なかったことによる減額でございます。

2 つ目は、7月から8月に開催されました、令和4年度全国高等学校総合体育大会の開催経費について、競技役員等を全国から招聘するために要した経費等が当初の見込みを下回ったことや、観客の制限を行ったことにより一般来場者受付委託業務が不要となったことなどによる、全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金の減額でございます。

3 つ目は、部活動指導員配置促進事業費補助金で、市町村立中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う部活動の制限により、運動部活動指導員が活動できない期間があったことや、指導する方の勤務状況により、指導する時間が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

事務費の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会がリモートによる実施となったことなどによる旅費の減額や、県立学校において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う部活動の制限により、運動部活動指導員の配置に係る報酬、職員手当など、旅費が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

保健体育課の説明は以上です。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎三石委員 部活動地域連携等実証事業委託料ですね。これをもうちょっと詳しく、どういう状況なのかを含めて説明していただいたらと思うんですけど。

◎前田保健体育課長 この実証事業につきましては、国の事業を使わせていただきまして、まず休日、地域のクラブ等でやっていただくような部活動に対する謝金になっております。また、それを調整していくためのコーディネーターという方の配置であったり、地域のクラブで子供たちが参加する場合の会場使用料、消耗品などが含まれている事業になっております。

◎三石委員 それは大体分かるけど。具体的にもう少し。

◎前田保健体育課長 これから募集が始まってまいります。今の予定で言いますと、10部活動ぐらいが希望しているということになっております。現在、土佐清水市が令和4年度に先行してやっておりまして、土佐清水市では引き続き、今2つのところが、もう少しクラブ数を出したいということで、事業を活用したいということが来ております。あと市町村のほうが複数出てきております。今そういう状況でございます。正式な申請がまだな状態ですが、そういう形になっております。

◎三石委員 競技、種目よ。10の部活動と言われてるけど。具体的にどんな競技がある。

◎前田保健体育課長 今のところ聞いておりますのが、バスケットとかバドミントン、剣道、テニス、また卓球とかいったところで、複数かぶったりしておりますが、そういった種目で希望が上がってきております。

◎三石委員 そういう希望が上がってきて、その希望を実現するために、具体的にお金を割り振っていくわけ。

◎前田保健体育課長 そうなったときに市町村が、地域の指導者の方とかを探していきま。いない場合は、県、教育委員会、スポーツ協会とか、いろんなところも協力しながら、まず指導者の確保などが起こってこようかと思えます。

◎三石委員 各学校との関わりよね。ふだん学校の部活動でしゅうわけでしょ。休日なんかは任せると、こういうわけなんだけれども。そこの学校との関わりですわね。休日は地域に帰しても、ふだんの日には学校へ帰ってきて、学校で部活をするわけよね。そのあたりの連携というか、うまくいくのかね。

◎前田保健体育課長 これをやっていくに当たっては、各市町村で協議会というようなものが、恐らく立ち上がってこようかと思えます。その中で、学校も入り、地域のクラブの方なんかにも入っていただきながら、それぞれの運営方針であったり、活動とかといったものが話し合われながら、平日、休日という形で活動していくようになってこようかと思えます。またそういう場面につきましては、県も、そういう協議会に入らせていただきながら、一緒に考えていくような形で取り組んでいきたいと考えております。

◎三石委員 そういう流れになっていくわけね。地域移行ということかな。ここのあたり慎

重にやっていかないと、ぐちゃぐちゃになる、中途半端になるっっちゃうかね。そういうことをうんと心配するんですね。これ国のほうの方針で、部活動の地域の移行という形の一環でやってるわけでしょ。

◎前田保健体育課長 この実証事業については、国から下りてきておりますので、その事業を活用させていただくという方法で、今後やるようになっております。

◎三石委員 国がそういう方針でやっとなるから、それも分かることは分かるけどやね。前も言ったことあるけど、これ本当に慎重にやっていかないとね。国がこういう方針でやるからということで、それに乗っかって、部活を地域に任せるとかなんとか。あんまり慌ててやると中途半端になる可能性が非常に強いと思うんですね。逆に、学校で部活を担当してる先生方も中途半端になるし、子供も中途半端になるし、そのあたり物すごい心配するんですけどね。実際、かちっとそういう指導者がいるのか。予算組んだるけど、そういう予算的なことも含めてね。本当に中途半端に子供たちがなりやせんろうかという心配をするんです。そこらあたりはどうなんかね。

◎前田保健体育課長 全てが平日休日分けてやるかということ、今土佐清水市でやっていただいているのが、総合型のジュニアのクラブで、小学生のときにやってた子供たちが中学校になって、学校に部活がないということで継続してやっています。それがこの地域移行の事業を活用していただきまして、中体連の大会にも出る形で今動いております。聞くところによりますと、その子供たちは、四国大会とか県内大会でかなり上位を占めるようになってきて、一定こういう成果も出てきているかなと。この実証事業を使って、実際地域移行した場合の課題であったりとか、先ほど言われた指導者のこととか、いろんなところを検証していきながら、本当に地域移行して大丈夫なのかというところを、この事業を受けながら、市町村でしっかり検討していただきたいと思っております。

◎三石委員 その部分ですよ。子供たちは必ず学校に帰ってくる、クラスに帰ってくるわけですから。学校の担任の先生との関わりとか、やっぱりそこに帰ってくるわけですからね。そこらあたりを本当心配しますけどね。部活動を通じて、学校の先生が子供との信頼関係を築く、それは物すごく大事なことだと思うわけね。がしかし、指導者がいない、部員がいない、それと働き方改革のことがあるでしょう。負担がかかるようなこともあるでしょう。そんなこと含めて、国がそういう方向でやってると思うんだけど、そこらあたりの課題、いいところ悪いところをよく研究してやっていかないと。あんまりどんどん進めていくと、ばらばらになるで。中途半端になると思いますのでね。

◎前田保健体育課長 そのあたりにつきましても、先ほど言わせていただいた協議会等にも、うちの職員と一緒にさせていただきながら、また地域のスポーツになってくると、文化生活スポーツ部も一緒に連携しながらやっていきます。指導者の養成であったり、そういったことを両輪でやっていきながら、子供たちにとってどういう活動が一番いいのか

ということを、しっかり検討していきたいと思っております。

◎野町副委員長 関連で。私も三石委員と同じ考えもあるんですけども、先生方の働き方の改革の1つとして、こういうことが出てきたんじゃないかと思います。何の場面だったか忘れちゃったけど、このことに関して教育長から、子供たちのためになるかどうかという視点を最も大事にしようという答えがあったように思うんですけども、要は何が言いたいかというと、高知県としては、学校の部活動をどの程度地域へ移行させて行こうとしているのかという目標的なものはあるんでしょうか。例えば、やっぱり働き方改革を考えたら、半分ぐらい移行させていったほうがいいんじゃないかとか。あるいは、まあ2割ぐらいかなとか。そういうのは何となく感覚はあるんでしょうか。

◎前田保健体育課長 今日この後の報告事項でも、また部活動のことを詳しく説明させていただきますが、今、県教育委員会で検討会議を立ち上げてまして、その中では、子供たちがいろいろ選択できるような場をつくっていきこうというので動いています。そこには当然学校部活があったり、地域連携ということで、合同部活動が入ってきたりとか。あるいは地域移行したところもあってというところなんです。今は子供たちが選択できないので、とにかく選択できる場をつくっていきって、何とか活動の場を広げていきこうということで今動いております。また後ほど詳しく説明させていただきたいと思っております。

◎大石委員長 地域移行に関することは、報告事項で1回説明を聞いてから議論するというので、よろしいでしょうか。

◎野町副委員長 はい、分かりました。

◎塚地委員 学校給食の食材費が値上がりをしたりしている関係で、値上がった分について、コロナの地方創生の臨時特別交付金を充てた事業を去年やっておいでたと思うんですけど、それは実績的なものみたいなこと分かりますか。

◎前田保健体育課長 令和4年の6月に補正予算を組ませていただきまして、単価を50円ほど上げて、その分をコロナの交付金でさせていただいております。県立学校の夜間のほうになりますけど、多くの学校で活用されております。ただ、特支とか、それぞれもやっております。県立学校については多く使わせていただいております。

◎塚地委員 もう交付金がなくなる段階でそれは打ち切られる形なんですか。

◎前田保健体育課長 現在については、その交付金次第ということなんです。そのことについては、学校のほうにもそういう形で連絡をしておりました。当然また国のほうから出てくるようであれば、またそういう形にも使わしていくようなことも検討していかなければならないかとは思っていますが、今の時点では、予算には上げておりません。

◎塚地委員 この、予算に上げているというのはどういう意味。

◎前田保健体育課長 いや、予算には上げておりません。済みません。今回の予算のほうで、この5年度については、そういう形では上げておりません、ということなんです。

◎塚地委員 はい。分かりました。それで、コロナの特別交付金があったのでやった事業で、なくなったから元に戻ったという形になるんだと思うんですけども。なかなか保護者の皆さんも、この物価高騰の中で大変な状況なので、これを引き続いてやろうという議論。総額的なものは分かりますか。どれくらい使われたかという。

◎前田保健体育課長 今、19万円ほど使っているということでございます。

◎塚地委員 県立の特別支援学校と定時制ということなので、極めて少ない金額なんだとは思いますが。

◎前田保健体育課長 済みません。うちが扱っておりますのが、県立の定時制のほうのものになりますので、特別支援学校については、ちょっと分かりません。

◎塚地委員 なるほど。本当にすごく少額のものなんですけど。お1人お1人の保護者、学生、生徒にしてみたら、やっぱりそれなりの負担にもなることなのでですね。そこは苦労して定時制で頑張っておられる人たちに、交付金なくなったんでまた元に戻すねというのは、ちょっと忍びない話じゃないかと思うんですけど。そういう議論はありませんでしたかね。

◎前田保健体育課長 当時これが入ってきたときに関しましても、交付金があるときはこれを活用させていただくということで、また定時制以外にも、ほかのところも多分たくさん出てきますので、そこも含めてということで。市町村のほうでもまた幾つか、値上げとかという話を聞いておりますので、多分そことの足並みもそろえていかないといけないとは考えております。

◎塚地委員 市町村のほうも、以前からやっておられる佐川町の給食費の無償化とか、完全に無償化しているところが4自治体ぐらいやっておられると思うんですけど。上乘せ分に補助しているところとかあると思うので、来年度予算に向けて、全体の状況を見て、県の対応もぜひ考えていただきたいと思うんですけど。今、各市町村の段階で、学校給食に対する値上げ分への助成とか、給食費全体への助成で無償化しているとかいうことの、一覧みたいなものがありますでしょうか。

◎前田保健体育課長 一応調べてはあります。

◎塚地委員 4月になったらまた新たに電気代も値上がりするというような、本当に物価高騰が大変な状況で、家庭も大変なんで。できる限りその制度は続けてもらいたいという声もありますので、ぜひ県としても検討してもらいたいと思います。取りあえずその実績を調べていただいた資料を、また後ほどで構いませんのでお願いします。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎大石委員長 次に、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 令和5年度当初予算について御説明をいたします。資料②議案説明書(当初予算)の673ページをお願いいたします。まず、歳入について主なものを説明の欄で御説明をいたします。

教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめとする教育相談や、SNSを活用した相談支援体制の充実を図るため、国庫補助金を受け入れるためのものがございます。

その下の、生徒指導総合推進事業委託金は、県教育委員会と市教育委員会が連携し、不登校の未然防止につながる取組の検証や改善を適切に行うことにより、地域全体の不登校対策を推進するため、国からの委託金を受けるためのものがございます。

675ページをお開きください。続きまして、歳出について説明の欄で御説明をいたします。

まず、1人権教育推進費の人権教育実態調査委託料は、本県の人権教育施策の検証のために、児童生徒、保護者及び学校を対象に5年ごとに実施する実態調査について、結果報告データの作成を民間業者に委託するものがございます。

次の人権教育研究推進事業委託料は、国からの委託を受け、学校における人権教育の推進を目的とした実践的な研究を、学校を指定して実施するものがございます。

1つ飛びまして、高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する、人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対して補助するものがございます。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費でございます。

電算処理システム保守点検等委託料は、奨学資金管理システムの保守等に係る経費でございます。

2つ目の奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者に対する納付指導や、返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託に要する経費でございます。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしており、この事務に要する経費として25市町村に交付するものがございます。

次のページを御覧ください。1豊かな心を育む教育推進費の2つ目の相談事業委託料は、24時間の電話相談を実施するための、平日夜間及び休日における電話相談業務や、SNSを活用した相談業務をそれぞれ民間業者に委託するものがございます。

次に学校ネットパトロール委託料は、児童生徒がネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか、学校非公式サイトやツイッターなどの監視を民間業者に委託し、早期発見、早期対応を図るものがございます。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを県

内全市町村学校組合に配置するための経費でございます。

続いて青いインデックスで、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載しております資料の16ページを御覧ください。

資料の中ほど、3取組内容の②児童生徒理解と早期の情報共有として、校区内連携による不登校対策の強化のために、新たに連携担当教員を加配し、小中学校間の連続性のある支援体制の確立に向けて研究を進めてまいります。

次に③個々の児童生徒に応じた支援の充実として、不登校の状態であっても、個別最適な学びが継続できるよう校内適応指導教室を拡充するとともに、新たに多様な学習の機会や場所の確保に向けて、不登校特例校なども視野に入れた検討を進めてまいります。

資料②議案説明書（当初予算）の676ページにお戻りください。

説明欄の下のほうの2心の教育センター費は、心の教育センターの管理運営や相談事業に要する経費が主なものでございます。心の教育センターにおきましては、県東部や西部での相談室や、土曜日及び日曜日の来所相談への対応など、引き続き相談しやすい体制づくりを推進いたします。

以上、令和5年度歳出予算案は、6億3,956万5,000円で、前年度に比べ431万6,000円の減額となっております。

続きまして、令和4年度2月補正予算について御説明をいたします。資料④議案説明書（補正予算）の338ページをお願いいたします。歳出について説明の欄で御説明をいたします。

まず、1地域改善対策進学奨励事業費ですが、国庫支出金精算返納金として4,686万2,000円を計上しております。地域改善対策奨学資金は国の補助を受けて貸与を行っているため、貸与を受けた者から返還された額等の国庫補助相当分について国へ返還するものでございます。

次に、1豊かな心を育む教育推進費でございます。

スクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、各市町村等との契約額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

以上、人権教育・児童生徒課の令和4年度2月補正歳出予算案は、4,295万9,000円の増額となっております。

以上で、人権教育・児童生徒課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 スクールソーシャルワーカーとか、カウンセラーの活用の拡充ということで、すごく時代に求められたものだと思うんですけど、やっぱりそこの方々の働き方というのが、いろんなところでも大分聞こえてくるようになって、必要性もあるし。かつては県議会で議論しても、専門家が少ないんで、なかなか正式採用できないんですというようなお

話も伺ってたんですけど、時代が随分変わってきたと思うんです。いわゆる会計年度任用職員じゃない、正式にきちんと雇われているスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーというのは、おられるんですかね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長　うちでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをお雇いしておりますけれども、それは全て会計年度任用職員ということで位置づけさせていただいております。

◎塚地委員　国も定数の中に入れるという方向にもなっていて、そこは県のほうからも積極的に定数になって、正式採用でしっかりその方々の身分保障もしながらやっていただけるようにという働きかけは、ぜひお願いしたいと思います。

全然別の話なんですけど、このネット環境のパトロールの委託料というのがあるんですけど、この間ユーチューブで結構、高知市の中学生の顔が全部出されて、ここの学校がなかなか大変ですということが、どんどん流れていて、それを御覧になった保護者の方からも心配の声も寄せられたり、市教委のほうも対応はされてるように聞いているんですけど。そういう情報は県にも入ってきて、映像の削除をすとか、その相手の方との法的な対応とか、何かの対応をするような動きはあるんでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長　ユーチューブでそういう動画が流れたということは、情報として入ってきております。それで学校としては、高知市の学校でしたので、まず高知市教育委員会と連携をとりながら、削除等については確認はできてませんけれども、とにかく学校のほうに、そういう動画があるという情報を流すとともに、それから高知市少年補導センターのほうにも情報を流しました。当然そのときには、もう既にそのユーチューバーはいなくなってたんですけども、見回り等も依頼しながら、以後そういうことが起こった場合には対応できるような体制を整えていたところでございます。

◎塚地委員　率直に言って、とても私は悪質やなって、その動画見て思いました。ああいうことが野放しになっていかない法規制ですとか、きちんと法的対応ができるような、専門家を入れた議論が必要だと思うんですけど、弁護士とかそういう方々も含めて、今後の対応を考えるような話合いみたいなことが行われてるんでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長　ネットの問題で、削除等の依頼につきましては、うちに削除依頼が来た場合は、法務局を通じまして、そういう人権的な悪質なものもございしますので、削除依頼をかけていくことにしているところでございます。ただ、削除依頼ということになりましても、かなり悪質なものであればできますけれども、それ以外のものはやはり厳しいものもございしますので、そのあたりの対応については、今後知事部局とも連携しながら、対応の方法を考えていかななくてはならないとは思っているところでございます。

◎塚地委員　発達途上の児童生徒が、そのときの気分や感情でそういうものに登場してしまうという状態もあって、それは保護者の皆さんと、その当該の児童や生徒との関係性も

あるから、なかなかその方々が申し出ると削除がされないとか、いろんな問題はあるんだろうなと思うんですけど。今後そんなことが再び起こる可能性も全然ゼロでもないので、先ほどおっしゃった知事部局の対応とかも含めて、この際法的対応もどういったらできるかとかいうことも、国のほうでもやらんといかん話なんだろうなとは思っているので、ぜひ問題提起もしていただいて、しっかり検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 先ほどの削除依頼は、ネットパトロールでも削除依頼されておりますので、そういう部分では引き続きやらせていただいて、今後の部分については、そういう機関とも連携しながら対応を考えていきたいと思っております。

◎三石委員 相談事業委託料です。私、毎回緊張感を持ってやっていただきたいということを要請してるんですけども、今回も前回と同じような内容のことをやられるんですか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 相談業務につきましては、24時間電話相談と、先ほど言いましたLINE相談という部分、その2点につきましてはうちで相談業務として実施をさせていただきたいと考えております。

◎三石委員 このぐらい予算入れて、実際、やるだけの効果ちゅうのはあるんですか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 まずLINE相談につきましては、これは高校生を対象に実施しております。本年度の現時点で87名の相談者が上がってきております。そして130件の受付件数になっております。その中で特に、友人関係とか、それから心身の健康、保健とか、そういう問題が上がってきておりますので、子供たちにとっては、結構悩んでいる問題というところが上がってきているように感じております。

それから24時間電話相談ですが、夜間とか昼間を含む24時間電話相談の事業として実施した分につきましては、現時点で245件の電話相談が寄せられているところでございます。ここにつきましても、いじめの問題とか、友人関係、家族の問題とかの悩みを打ち明ける子供が出てきておりますので、そういうものにつきましては、非常に悩んでいるというケースが上がってきておりますので、やはり相談事業は続けていかななくてはならないとは考えているところでございます。

◎三石委員 電話の相談、これは東京の業者と言うたですかね。どのような体制だったですかね。それを受けて、教育センターと連絡を取り合っただけのことでしたか。そのあたりどうやったかな。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 24時間電話相談は、ダイヤル・サービスという東京都の業者でございます。それからSNSにつきましても、プロポーザルをやっておりますけれども、東京都のダイヤル・サービスでやらせていただいております。これを受けているのが、主に心の教育センターでやらせていただいているところでございます。

◎三石委員 そういう相談があつて、東京でそれを受ける。ほんでセンターに連絡をする。

その東京の業者の責任者と実際に顔を合わせていろいろ相談というか、対応策だとか何だとかの話をされる機会は、そんなにならないように聞いたんだけど。もっと顔を合わせて、連絡というか情報交換というか、そういうのをすべきだということを今までも言ってきたんですけど。そのあたりはどんな状況なんです。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 前回もそういう御指摘をいただきまして、前回は研修会ということで年2回やられているということをお伝えしましたけれども、今年度はそれに加えて、あと4回の情報交換会ということで、合わせて年間に6回、情報交換も含めて実施をさせていただきました。現状のところではコロナの関係もありましたのでZ o o mという形で、心の教育センターの職員と所長、それから相談者と、そのリーダー的な存在の方が参加をしていただきまして、10人ほどで、そういう顔を見合わず形でやらせていただいたということが1つあります。

もう1つは、その相談内容が、実際にあったものが送られてきますので、その内容を見て、うちで疑問に思った内容につきましては、問合せをいたしまして、この相談内容はこういう対応のほうが適切じゃないだろうかというような、指摘をさせていただいているところでございます。

◎三石委員 こういうところが全然ないよりか、あったほうがいいのは分かってるんですけど。受ける側も、中途半端な気持ちで受けてもらいたくないという思いがあるんですね。1,000万円弱のお金が行ってるわけよね。それは受ける側も生活がかかっていると思うんですけども、そういうことじゃなくて、必死の思いで訴えるわけだね。その業者にも、訴える側の身になって、親身になって対応してもらいたいという気持ちが、うんとあるわけ。

相談者の思いを受ける側も、それなりの資格を持った方がやってると思うし、やってなくちゃいかんわけだけれども。そこのあたりのことは、かっちりやられてるんですかね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 それぞれの相談員は、やはり資格を持っている方ということで、臨床心理士であったり、公認心理士であったり、精神保健福祉士、社会福祉士等もでございます。先ほどの心の教育センターとの連絡会は、そういう形で持っていますけれども、業者の中で研修をかなりやっているようでございます。事例をもとにしながら、こういう事例はこういう対応しなくてはならないということを、やり取りなんかも通じまして、それぞれの業者の中で研修をやっているという報告も受けてるところでございます。

◎三石委員 実際に相談を受けて、その相談者が救われたとか、非常に改善されたというような実績もあるわけよね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 今年度につきましては、そういう緊急事案はございませんけれども、今までは、例えば24時間電話相談にかかってきた場合、子供が何か命に関わるという事例があった場合は、夜間であったら警察へ直接連絡が行くことになっておりますので、警察とやり取りをしながら。そして相談員は24時間電話相談で、相談してきた者

とつながりながら。警察といっても東京の警察ではなくて、高知の警察へ連絡が来て、警察官が実際にその場面へ急行して、自殺を止めることができたという事案は一昨年度上がってきておるところでございます。

◎三石委員 業者も大変だとは思いますが。大変ですよ。けど、緊張感持ってね。親身になってやっていただきたい。やってくれると思いますけど、さらにね。そういうことをお願いしたいと思いますね。

◎大石委員長 質疑を終わります。

人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

ここで、一時休憩とします。再開は15時30分とします。

(休憩 15時08分～15時29分)

◎大石委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

教育委員会から、6件の報告を行いたい旨の申出がっております。

〈教育政策課〉

◎大石委員長 それでは、第2期教育等の振興に関する施策の大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の第3次改定案について、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 教育政策課でございます。御手元の報告事項となっております、青いインデックスで教育委員会とついております資料のうち、赤いインデックス、教育政策課とついておりますページをお開きいただければと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。こちらは、現行の教育大綱教育振興基本計画が令和2年度から運用されてございますけれども、こちらの現行の大綱及び計画の基本理念と、またその実現に向けた施策の体系図をまとめた資料となっております。

このような体系のもとに、施策等現行の大綱及び計画はお示しをしているところではございますけれども、これまで毎年度、前年度の状況でございますとか、また時勢の変化などを踏まえまして、さらに取組を強化するために、取組の追加等を行います年次改定を行ってきているところでございます。今回も、現行の教育大綱などにおきましては3回目の年次改定となります第3次改定を行いたいと考えておりまして、その内容について御報告をさせていただくものでございます。

2ページ目を御覧ください。こちらが、第3次改定のポイントなどをまとめた資料となっております。資料の一番上に黒い3つのダイヤのマークがついておる記載がございまして、こちらに今回の年次改定の社会背景等々を記載をしてございます。御案内の

とおり社会の変化は加速度を増しておりまして、将来予測困難な時代に至っている中でも、全ての子供たちが自らの可能性を最大限に発揮し、課題を発見・解決する力を身につけられる学びを実現するために、教育の支援を強化していくといったことが、今回の年次改定の趣旨でございまして、そのために以下に掲げてございます、5つのポイントの施策をさらに強化していく旨の改定を予定しているところでございます。

以降の内容につきまして、次のページ以降で御説明をさせていただければと思います。なお、内容につきましては、当然ながら事務局全体の次年度の予算案と連動するような形になってございますので、これまでのお話と多少重複する部分もございますけれども、御容赦いただければと思います。

まず3ページをお開きいただければと思います。改訂ポイント1つ目、学力向上対策の強化でございます。こちらは、中段に白のダイヤで趣旨記載してございますけれども、学力向上のためのいわゆるPDCAサイクルを回しまして、授業改善、組織強化を図るとともに、デジタル技術も活用しながら、学習習慣を定着させる対策の充実を図っていくといったことをコンセプトとしてございます。

具体的には、下に取組内容を記載ございますけれども、まず左上の①でございますような、授業改善による学力向上というのは当然図ってまいりますとともに、左下に、②番の中にマル新となっております記載がございまして、御覧のとおり今年度の国の調査におきまして特に厳しい結果となりました、中学校への対策の強化といたしまして、いわゆる「教科のタテ持ち」校に配置をいたしました主幹教諭連絡協議会を実施いたしまして、組織的な授業改善を一層推進していければと掲げているところでございます。

また右上③にございますように、中学校区を指定いたしまして、理解度に応じた出題がなされるAIデジタルドリルを用いた実証研究を行い、効果的な活用方法を発信してまいりますとともに、高等学校におきましてもAIデジタルドリルなどを活用いたしました個別最適な学びを充実強化をいたしまして、基礎学力の定着に向けた取組を推進していければと考えてございます。あわせて、家庭学習とのサイクル化が図られますよう、タブレット端末の持ち帰り等を推進していければと考えてございます。

加えて右下の④にございますように、こちらも先ほど来お話もございましたけれども、県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市との連携においても、施策を強化していければということを出しているところでございます。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。改訂ポイント2つ目、1人1台タブレット端末を「日常的」に活用する授業実践・教育活動の推進でございます。こちらも中段に白ダイヤでコンセプトを記載してございますけれども、全ての学校・学級において、1人1台端末を活用するのを試行錯誤する段階から、日常的に活用する段階、フェーズに移行するための対策を強化していくといったことを掲げております。

具体的には、取組内容にございますように、例えば①の1人1台タブレット端末等々をはじめといたしました活用の促進でございますとか、左下②の教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実、右下③の不登校児童生徒などへの支援にも、ICTの活用等々を図っていければといったものを、こちらの改訂ポイントでは掲げているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただければと思います。改訂ポイント3つ目、中山間地域等の学校における教育機会の拡充でございます。こちらのコンセプトといたしましては、生徒の多様なニーズに応じました、遠隔教育の量・質の拡充を図りまして、学校の魅力化・特色化の推進強化につなげていければというふうに掲げてございます。

具体的には左の取組内容にございますが、今し方申し上げました①にございますように、遠隔授業の実施校を増やしますほか、配信科目につきましても、特に教員不足が課題となっております「情報Ⅰ」を追加していければというふうに考えてございます。

また、右側に②番でございますように、自身が持つ免許以外の教科を教える、いわゆる免許外の指導担当教員への支援につきましても、現在遠隔教育のシステムを活用して実施しておりますけれども、その支援地域や対象となる科目を拡大していければと考えてございます。

あわせて、③にございます遠隔教育システムを活用した小学校の複式学級に関する、課題解決等々の調査研究にも取り組んでいければと掲げているところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。こちらは改訂ポイント4つ目、多様な子どもたちへの支援の強化でございます。こちら、コンセプトといたしましては、多様な子供たちを誰1人取り残さない多様性と包摂性のある教育や関係機関との連携・協力のネットワークづくりを推進していくといったことを掲げてございます。

具体的には、取組内容1にございますような、学校と福祉部署との連携強化を図りますほか、②番にございますように、小中連携による不登校対応等々を進めてまいりますとともに、社会的自立に向けまして、国の方針においても示されております不登校特例校の設置でございますとか、またフリースクールなどとの連携なども視野に入れました、多様な教育機会の確保につきましても、具体的な検討を行っていければと考えてございます。

また、左下の③にもございますような、切れ目のない特別支援教育の推進でございますとか、右下にございます、昨年末に国のほうで改定をされました新しい生徒指提要を踏まえました、児童生徒の成長発達を支える生徒指導も推進していければというふうに掲げているところでございます。

続きまして、7ページをお開きいただければと思います。改訂ポイント、5つ目でございます。地域・学校の実情に応じた学校部活動の地域連携等の推進でございます。こちら先ほど来お話ございましたし、また後ほどにも詳細を御報告させていただきますが、昨

年公表されました国の方針におきましては、令和5年度から7年度、公立中学校における休日の学校部活の地域連携あるいは地域移行の改革推進期間として取り組むといったものを掲げてございまして、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうに、現在国が方針を示しているところでございます。

これを受けまして、学校部活動の教育効果も踏まえながら、地域連携や地域移行の在り方の方向性などにつきまして、学校との関わりのお話なども含めまして、検討会議で議論を深めていければというものを掲げているところでございます。

あわせて、市町村に対しましても、地域の実情に応じた検討が進むよう支援をしていければと考えてございます。

さらに、部活動指導員などの外部人材の活用を進めますほか、受皿整備あるいは充実を図るなど、子供たちのスポーツあるいは文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向けて、取組を進めていければというふうに掲げているところでございます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。これまで御説明をいたしました5つのポイント以外におきましても、重要な教育課題の解決に向けて取組の強化をしていければというふうに掲げているものをまとめているページでございます。

具体的には、まず取組内容①にございますような保幼小の連携・接続の強化、あるいは幼児期の教育に関する周知・啓発の充実でございますとか、あるいは左下②番にございます、県版地域学校協働本部あるいはコミュニティ・スクールなどを通じた、「地域力」の活用の促進でございますとか、また、右上ございますような、③番、免許更新制度の発展的解消等々も踏まえながら、新たな教師の学びの姿の実現に向けた研修の充実でございますとか、また、④番にございます、教員業務支援員の配置拡充などによります、働き方改革の取組拡充にも取り組んでいければというものを掲げているところでございます。

以上が第3次改定のポイントの概略の御説明となっております。今後、今月内に知事と教育委員会によります総合教育会議を開催いたしまして、その議論を経た上で教育大綱等、年次改定をする予定となっております。

県教育委員会といたしましては、これまでも引き続きいわゆるPDCAサイクルを回しながら、教育振興に向けては、当然ながら年次改定の方向性も踏まえてしっかりと取り組むとともに、昨日の当課の予算案の御説明とも関連いたしますけれども、これへの取組を広く御理解いただくために、広報活動についても次年度から積極的に取り組んでいければと考えてございます。

なお、ただいま御説明をしましてまいりましたのは、現行の教育大綱などにおきます年次改定の内容の御説明でございますが、こちら昨日の御説明の中で私から言及いたしましたように、現行の大綱等自体が来年度が最終年度となっておりますので、来年度はこちらの年次改定に加えまして、令和6年度から運用されます次期の教育大綱等の策定に向けて

検討していくこととなっております。こちらの次期の教育大綱等の策定に当たりまして、来年度適宜、検討状況を総務委員会の委員の皆様には御報告をさせていただければと考えてございますので、御承知おきいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 全体網羅した計画で、すばらしい何か隙のない計画というイメージでございますけれども、でも結構現実とのギャップは大きいかなとも思ったりするので、そこは今後現場の先生や保護者の皆さん等のいろんな現場の声を生かしながら、具体化していく必要があるんだろうなと思うんです。

それで、大変卑近な話で申し訳ないんですけど。改訂ポイント2のところ、1人1台タブレット端末の日常的な活用ということが打ち出されていて、結局これは、例えばタブレット端末等で、家庭でも日常的に使ってもらうということで、インターネット環境を家庭でも、回線の使用料の問題とか新たな負担が出てくるように思うんですけど。そこらあたりは、この計画を推進する上でどんな議論になって、来年度の予算の中にどんな形で反映されるのかということをお願いします。

◎鈴木教育政策課長 まず、家庭の持ち帰りの支援につきましては、やはりお家の経済事情からネット環境を用意はできないという御意見が多々ございますので、現在こちらは国に対して、例えば市町村に対する補助についての支援でございますとか、あるいは、まさに先ほど資料等もお配りをいたしました、就学支援等々のプラスでいただいているお金についての、より一層の拡充でございますとか、そういったものにつきましては、今年度も国に対しては政策提言しておりまして、来年度も予定をしております。ですので、こちらの計画等あるいは次年度の予算の中では、予算としてそのようなものを整備するといったものが計上されているわけではございませんけれども、予算面につきましては、国に対して引き続き政策提言等を図っていければと考えてございます。

一方で、予算では必ずしもない部分、持ち帰る環境にあるにもかかわらず持ち帰っていない場合等々も当然ございます。要はソフトの面でございますけれども、そういったものにつきましては、当然市町村あるいは学校に対して、持ち帰りというのは、いかほど意義があるのかというのをきちんとお伝えをしながら、さらなる持ち帰りの推進等というのを引き続き図っていければと考えてございまして、次期の改定におきましては、そのような要素が主に含まれているといったところで、御承知おきいただければと思います。

◎塚地委員 でも計画立てて推進しようとする、やっぱり現場でどうなのか。一人一人の子供たち誰1人取り残さないというフレーズもあるように、そこは教育の平等からしても、しっかり国にも言っていかなといかんけれども、県がそれほどデジタルを強化するというをおっしゃっているなら、それにふさわしい予算措置も本来はないと、これが実

効あるものになっていくのかという問題は感じています。そこはやっぱり、各家庭での様々な格差が出てこないようにするのが、教育行政の仕事でもあろうかと思えます。ちょっと検討はいただきたいなと思えます。

◎鈴木教育政策課長 ありがとうございます。次年度も引き続き、国への政策提言を続けていくと申し上げましたけれども、またその状況等々も踏まえまして、大綱、計画が次年度、抜本的な見直しのタイミングに入っておりますので、その中の改定の要素として、そのようなお話等々も含めて検討いたします。それに加えて、当然予算等はそれにリンクして同じ方向で実施をしていくものでございますので、次年度予算等々に反映をしていくことは、当然検討を図っていただければと考えてございます。また、大綱計画そのものも、学校の現場の先生方などのお声を聞きながらといったような話につきましても、そちらも次年度、例えば若手、中堅の先生方ですとか、あるいは今教職を目指されている大学生の方ですとか、そういった方々にもお話を聞きながら、次期大綱計画をつくり上げていくことも、現在計画をしているものもございまして、そういった方のお話も聞きながら、より実のある大綱、計画策定に向けて、取組を進めていただければと考えてございます。

◎塚地委員 そういう条件整備をどう整えるかというのが教育行政の一番の根幹だと思うので、そこをぜひやっていただきたいというのと、やっぱり先生になりたいという人が少なくなっている。ブラックな職場で、子供には先生になってほしいと思わないという現場の先生の声とか、いろんなことあって。当然国の大綱に基づいて、都道府県もこういう計画をつくるようになってるんであれなんですけど。やっぱりもう少し、根本問題を見直さんといかん時期なんじゃないかなと。次の大綱を議論するときは、大いに現場の先生や保護者も含めて、ここまで先生が足りない状態がなぜできたのか、不登校の子供たちがなぜここまで増えたのかという根本問題を、議論をしながらつくっていくようにしていただきたいなと思ってるんですけど。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃるとおり、関係者の方とはできる限り議論を深めながら、計画の策定等を図っていただければと考えてございます。また教員不足というところで、先生になかなかたがらない方が多いというお話につきましても、そちらも来年度大綱の改定とともに、改定の大綱に盛り込むものもあれば、次年度からもう取り組んでいくようなものも多々ございます。例えば、先生の意義ですとか、先生の魅力みたいなものの発信につきましても、昨日の当課の予算で御説明いたしましたような、教育の取組の広報をしっかりと図っていくものの中に、先生のお仕事の魅力もあわせて広報をしていくということを考えております。また魅力だけを発信してもというところで、そもそもブラックではないといったことをお伝えする必要があるかとございますし、働き方改革というの、当然同時並行でやってまいります。そういった両輪を重ねながら、次年度からやれるもの、あるいは大綱等に打ち出していくもの、同時並行に来年度取り組んでいただければと考えてございます。

◎塚地委員 はい、結構でございます。

◎加藤委員 今、塚地委員もおっしゃったように、非常に網羅的につくられていて、実効性が伴って改善していただくと期待するところでございます。

揚げ足取りみたいに聞こえたら恐縮なんですけれども、3ページについて、2点質問をさせていただきたいと思います。改訂ポイント1、学力向上対策の強化で、左下の、学力調査結果等を踏まえた中学校における対策強化という四角の項目の中に、小学校教科担任制の項目が入ってるんですけど、この中学校の学力の対策強化の中に、小学校が入ってるというのは何か違和感があるんですけど、どんな狙いでここに入ってるんでしょうかね。特に内容が悪いとか、そういうことじゃないんですけど。

◎今城小中学校課長 このかぎ括弧の中は同一人物を表しております、私たちは、いわゆるアドバイザーと呼んでおりますけれども、小学校教科担任制と、それから中学校において組織力向上という2つは、教科担任制の中でも申しあげましたけれども、小学校も中学校もチーム学校というところを目指しておりますので、それをアドバイスしていただく方をそれぞれの教育事務所に、合計しますと7名配置をしております。全ての小中学校を年間で2回以上は回って、どういったチーム学校の進み具合なのか、またどういった学校経営が必要なのかといったことをアドバイスする。そういう小中合わせたアドバイザーという名称付けというので、分かりにくいところがあるかもしれません。

◎加藤委員 はい、何となく名称と実態との違いというのがよく分かりました。

もう1つ、これも揚げ足取りみたいに聞こえて恐縮なんですけど、④の、高知市の学力向上推進室、高知市に力を入れていきますよという項目があるわけなんですけれども、やっぱり高知市に力を入れていくという大きな柱があるのであれば、上の現状と課題のところにも、高知市の学力対策に取り組む必要性みたいなのところがあって、その取組内容に反映されるというのが自然な流れじゃないかと思うんですけど、そこあたりはどうでしょうか。ぽんとここで、取組だけ出てきているような感じがするんですけど。

◎鈴木教育政策課長 御説明の中で申しあげましたように、ここに高知市を掲げておりますのは、やはり、およそ過半数を超えるような児童生徒を抱えている高知市と連携強化を図っていかなければという趣旨でございます。ただ現状と課題にそれが見えにくいという御指摘はごもっともかと思しますので、最終的にこちらの概要資料を出させていただく際には、そこがある程度見えるような形には反映させた上でお示しをするような形にはいたします。御指摘のとおり、検討させていただければと思います。

◎加藤委員 はい、分かりました。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎大石委員長 続きまして、公立学校職員の退職手当の算定誤りについて、教職員・福利課の説明を求めます。

◎中平教職員・福利課長 同じく、総務委員会資料報告事項の赤色のインデックス、教職員・福利課をお開けいただけますでしょうか。

私のほうからは、公立学校職員の退職手当の算定誤りにつきまして、御報告をさせていただきます。本事案は、令和2年4月1日から令和4年9月30日までに、退職理由が任期満了退職となった任期付教員及び臨時的任用教職員に支給をしました退職手当につきまして、一部の方に算定方法の誤りがあり、本来支給すべき額より少ない額を支給していたことが判明したものでございます。

1の概要をお願いいたします。令和2年4月1日から施行されました、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、臨時的任用教職員の給料、手当など勤務条件の見直しを行いました。その際、退職手当につきましては、正規教職員と同様に、退職理由に応じた支給率を適用することとし、あわせて任用の空白期間の廃止によりまして、退職手当の在職期間が通算されることとなりました。この制度改正により、退職理由及び勤続年数によっては、給料の月額に支給率を乗じて得た基本額、こちらに在職期間中の職務の級などに応じた調整額を加算をいたしまして、退職手当を支給することとなりました。

しかしながら令和2年4月1日から令和4年9月30日までに任期満了で退職をしました任期付教員及び臨時的任用教職員の延べ129名の方について、この調整額を加算せずに基本額のみを支給し、本来支給すべき額より少なくなっていたものでございます。

2の対象者及び差額を御覧いただけますでしょうか。算定誤りとなりましたのは延べ129名。実人員で119名。この方々に差額を支給することとしておりまして、その金額は1,379万4,200円ということになっております。

3の対象者の方への対応でございますが、2月13日に謝罪文書と、事の経緯を御説明する文書を発送してございます。その後、追加支給に向けての進めを進めてございまして、3月3日以降、昨日までで100名の方に追加支給を行ったところでございます。残りの29名の方につきましても、必要な書類等が一昨日までに全て提出いただきましたので、3月20日の週には、全員にお支払いができるという予定になっております。

再発防止に向けた対応でございますが、このような制度改正時には、改正内容を正確に把握し、組織として制度の理解を深めますとともに、算定誤りの防止に努めてまいりたいと考えております。また、具体的に算定を行う際には、複数人でのチェックということを今後とも徹底をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈高等学校課〉

◎大石委員長 続きまして、教職員の不祥事につきまして、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 御手元の資料報告事項の、高等学校課という赤いインデックスのページをお開きください。

概要としましては、強制わいせつ等を行った県立高等学校事務職員及び傷害行為を行った会計年度任用職員に対し懲戒処分を、高知地方検察庁に起訴された教員に対し起訴休職処分を、令和4年12月28日に開催をいたしました臨時教育委員会で決定したというものでございます。

次に処分を受けた職員及び懲戒処分等の内容について御説明いたします。

1件目の職員は、県立高岡高等学校、主査、細川尚隼29歳です。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、免職するというものです。

2件目の職員は、県立高知丸の内高等学校、会計年度任用職員、徳弘哲郎66歳です。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、令和4年12月29日から令和5年3月31日までの報酬の月額10分の2を減給するというものです。なお、当該職員から退職願が提出されたため、これを受理し、同職員は令和4年12月28日付で退職をしております。

3件目の職員は、県立高知東高等学校、棚橋芳文56歳です。処分の内容は、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき、休職を命ずる休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を給するというものです。

次に事案の概要について御説明いたします。

1件目の、県立高岡高等学校、主査、細川尚隼につきましては、令和4年3月29日火曜日、住居侵入及び窃盗未遂の容疑で土佐警察署に逮捕され、計4回の公判中に細川主査は起訴事実を全て認め、同年10月18日火曜日に高知地方裁判所にて懲役2年の実刑判決を受けました。

起訴事実の内容につきましては、令和3年12月25日土曜日から令和4年3月29日火曜日までの間に、3人の女性に対し高知市内の路上などにおいて背後から近づき、体を押さえつけて体を触るなどのわいせつな行為を行ったほか、同市内の住宅敷地内に侵入し、ベランダに干してあった女性所有の下着1枚を盗んだこと。また、土佐市内の住居の物干し場にフェンスを乗り越えて侵入したとのことです。

2件目の、県立高知丸の内高等学校、会計年度任用職員、徳弘哲郎につきましては、令和4年11月8日火曜日の午後5時20分頃に、自宅において女性に対し10回程度平手打ちを行い、全治16日間の傷害を負わせました。翌9日水曜日に傷害容疑で高知警察署に逮捕さ

れ、同月18日金曜日付で、高知地方裁判所から接近禁止命令を伴う保護命令を受け、同月30日水曜日に高知簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け釈放されております。

3件目の、県立高知東高等学校教諭の棚橋芳文につきましては、令和4年12月16日金曜日、高知地方検察庁から詐欺の容疑により起訴されました。現在公判中であり、事案の詳細は明らかになっておりませんが、事実確認を行った上で厳正に対処をしております。

こうした犯罪行為は、人権を無視し、被害者に精神的な苦痛を与える極めて悪質な行為であることに加え、子供たちの教育を担う学校に勤務する公務員がこのような行為を行ったことは、到底許されるものではありません。さらに所属する学校の子供たちの信頼を裏切り、その心に大きな傷を負わせた罪は取り返しがつかないものであり、その社会的影響は計り知れず、公務員の社会的信用を著しく失墜させるものですので、これら3名の職員に対して、令和4年12月28日付で処分を行いました。

県教育委員会では、本年度、教職員の逮捕事案が複数件発生するなど、教職員の不祥事が後を絶たない深刻な状況を受け、県立高等学校長協会役員会や、臨時県立学校長会議において、各学校長と今後の不祥事防止に向けて必要な取組等について共有し、管理職が教職員一人一人の状況をよく知ること。日々、教職員に声をかけ、十分に意思の疎通を図ること。互いに認め合い、高め合うチームづくりに取り組んでいくことなどを確認いたしました。

こうしたことに加え、県立学校では、教職員が日頃の職務や日常生活についてチェックリストによる自己点検を行い、その上で校長等が面談を行うこと。また、点検結果をもとに、各学校で話合いや事例研究などの校内研修を実施することを確認し、各学校で継続して取り組んでいます。

さらに、大学の心理学の専門家に御協力いただき、本年1月の県立学校長会議において、不祥事防止の研修会を開催したところです。その中では、不祥事防止に特効薬はないが、教職員としての仕事そのものへのやりがいを高めること。学校という組織風土を、より風通しのよい組織にすること。管理職の意識が変わると、教職員の意識も変わるといった助言をいただき、各学校で自己点検等を行っております。今後も専門家の意見を聞きながら、事案の分析やこれまでの取組の検証を行い、不祥事を未然に防止することができる組織づくりのために、様々な手だてを講じ不祥事の防止に取り組んでまいります。

最後に、資料はございませんが、既に新聞報道等されております、県立高知南高校におけるハラスメント事案について説明をさせていただきます。

令和3年10月11日から11月5日までの4週間、県立高知南高校で実施をされた教育実習におきまして、指導担当教員が教育実習生に対して行った一部指導上の言動が、ハラスメントであることを確認いたしました。

本事案につきましては、令和4年1月に校長より県教委に一報があつて以降、校長に対

して当事者双方及び関係者への調査を実施するよう指示をしておりましたが、関係者の発言内容との整合性を確認することができず、ハラスメントの認定には至っておりませんでした。

その後、教育実習生側からの要請を受け、令和4年度に入っても県教委による再調査を行い、実習生の御家族との話し合いを継続した結果、令和4年12月に指導担当教員の一部指導上の言動がハラスメントに当たることを確認するに至ったものです。しかし、当該教員は既に退職をしておりますことから、指導や処分を実施はしてはおりません。また、他の関係教員の実習期間中の言動などにつきましては、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものであったとは確認されず、ハラスメントには該当しないと考えております。

教育実習は、教育実習生が実地体験を通して、教員として必要な知識、技能、態度、心構えなどを習得するとともに、教職への意欲や情熱を高める機会であり、さらに将来の本県の教育を担う人材の育成に資するものです。そのような教育実習において、教育実習生が教員となる夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたことは、非常に残念で、重く受け止めており、教育実習生に対しても大変申し訳なく思っております。

県教育委員会では、今後、各学校において、教育実習の趣旨を踏まえ、教育実習が適切に行われるよう、そしてハラスメントが起こることがないように、実習生が在籍する大学とも連携をして再発防止に取り組むとともに、県立学校長会議において各学校長と再発防止に向けて必要な取組等について協議し、教育委員会と各学校が連携してハラスメントを未然に防止することのできる学校組織づくりに取り組んでまいります。

また、学校現場でハラスメント事案が発生した際、より客観性を高めて対応するための組織、機関等の必要性や在り方などにつきましても、専門家の意見を聞きながら研究してまいりたいと考えております。

高等学校課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 南高校のハラスメントの件につきましては、いろいろ経過的な問題も本会議でも指摘があったりしまして。今、御報告もあったとおりですけど、令和4年の12月にハラスメントと認定したというのは、具体的にどういうメンバーで、いつ確認されたということになるんですか。

◎並村高等学校課長 県教育委員会では、教育実習生側からの要請を受けまして再調査を行い、関係者への聞き取りなどの調査を重ねてまいりました。当初、昨年度末の学校による調査では、指導担当教員は教育実習生に対して大きな声で指導したということは認めたものの、具体的な発言内容等については記憶にない、またハラスメントに当たるような言動はとっていないとの回答であり、また関係教員の発言からも確実なところが確認することができず、ハラスメントの認定には至っておりませんでした。

その後、教育実習生の御家族から示されました資料等をもとに、聞き取りや再検証をしたところ、指導担当教員については、一部指導上の言動において業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があり、ハラスメントに当たる言動があったことを確認したものです。

このことを受けて、教育長をはじめ事務局内で協議をし、12月16日に、教育実習最終日前日の11月4日の指導担当教員の一部指導上の言動がハラスメントであると認定をいたしました。

◎塚地委員　じゃあ、教育長と事務局の何人かで協議をして、ハラスメントと認定したって。先ほど今後客観的な判断のできる第三者組織的なものもつくるかどうかというお話もあったので、これからのことと言うと、そこはポイントになろうかなと思うんですね。一体誰がきちんとそれを判断するんだということになるんで。その12月16日が、何を基準にどう判断したのかということも、1つのポイントにはなろうかと思うんです。これから新たに組織をつくるかどうかの検討をするとおっしゃってるので、あえてここでもうこれ以上は聞きませんけれども、そういうところは、ハラスメント防止のリーフレットもつくっておられるものの、不十分さを含めて、今後ぜひ議論を進めていただきたいと思いますし、その場合やっぱり現場の先生方、教職員組合も含めて、そういうところときちんと話をしていかないと、改善には至りにくいのかなと思います。今後の対応を検討していくときには、現場の先生や教職員組合ともちゃんと話をして決めていってほしいなと思いますけど。そこらあたりはどうですかね。

◎並村高等学校課長　専門家等の御意見も聞きながら、より客観性を高めた対応となるような組織等の在り方などにつきましても、研究してまいりたいと考えております。

◎塚地委員　専門家等の意見聞くのは当然なんですけど、やっぱり現場の教職員組合の方々の意見というのは聞かないと、現場で何が起きているのかということが一番大事なんで。そこは、そういうことも含めてということで、確認してよろしいんでしょうか。

◎並村高等学校課長　はい、そういったことです。

◎塚地委員　はい。それで今後対応をお願いしたいと思います。

それで1つ、この東高校の件なんですけど。なかなか、これ公判中なので、きちんとした御答弁はいただけないと思うんですけど。新聞報道で見る限りでは、結構教職員の方々に被害もあられるというような情報を聞いていて。そういう方々へのフォローとかいうのは、やっぱり捜査上できないんでしょうかね。

◎並村高等学校課長　同意の得られました被害者につきましては、警察の聞き取りに同席をするなどして、情報収集には努めておりますけども、その詳細につきましては、捜査中であること等も含めまして、直接聞き取りはできていないような状況ではあります。

◎塚地委員　ある意味、その被害者の方々も相当ショックがあるんだと思うので、そのフォローもぜひしてあげてほしいなと思います。これからの捜査の行方をきちんとね。な

ぜ、こんな詐欺行為に至ったのかという原因の部分は、しっかり県教委としても掘り下げて、今後に生かさんといかんと思います。ぜひ、そこを注視もしていただきたいなということ、お願いしておきたいと思います。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎大石委員長 続きまして、新安芸中学校・高等学校の校歌について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 新安芸中学校・高等学校の校歌について御報告をいたします。総務委員会資料報告事項の青色インデックスの教育委員会、赤色インデックスの高等学校振興課のページを御覧ください。

令和5年度に、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とが統合して開校します、新安芸中学校・高等学校の校歌が決定いたしました。

まず、作詞につきましては、昨年1月、県立安芸中学校、安芸高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校の3校の生徒代表11名から成る、安芸中学校・高等学校校歌制作委員会を設置しまして、制作に取り組んでまいりました。

また、作曲につきましては、全国高等学校総合文化祭高知大会でも御協力をいただきました、本県出身で洗足学園音楽大学の講師であります松下倫士氏に依頼をし、制作を行ってまいりました。

3に歌詞を載せてございます。この制作に向けては、新安芸中学校・高等学校の場所、イメージなどのキーワードを出しました後に、製作に取り組んでおります。イメージとしまして、1番は海、2番は山、3番は空をテーマに製作をしたとのごとでございます。また、新安芸中学校・高等学校の校訓であります、信愛・誠実・努力を、それぞれ、1番、2番、3番の歌詞の中に取り入れたものとなっております。令和5年度からは、この新しい校歌を歌ってまいります。

当課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 安芸中学校・高等学校の校歌ということで、意外とびっくりしたんですけど。これと対比して、国際中高の校歌との違いはどうなんですか。どこが違うんですか。

◎野田高等学校振興課長 高知国際中学校・高等学校の校歌につきましては、平成29年3月におきまして、高知国際中・高等学校の全校生徒が、令和5年度にそろいますことから、その段階で、生徒等の意見を聞いて、県教育委員会が決定する。そのような決定方法を当時決めておりました。それに従いまして、高知国際中学校・高等学校の校歌というのは、令和5年度に入りまして、改めて御意見をお聞きした後に、県教育委員会で決定してまい

りたいと考えてございます。

◎黒岩委員 安芸中学校・高等学校校歌制作委員会ということで、安芸中学校、安芸高校、安芸桜ヶ丘高校と、この3校の生徒が中心になってやられたということなんですが、国際のほうは、例えば、西高校、南高校の生徒が中心になって作成をするとかいう方向性は、全く議論はなかったんですか。

◎野田高等学校振興課長 当時ですけれども、高知国際中高等学校に高知南中高等学校と高知西高等学校が統合すると、そういったときにいろいろもめた経緯もございました。混乱を生じさせてしまったこともございました。その中で校歌につきましては、令和5年度に高知国際中高等学校の生徒のみになった時点で、その在校生徒に意見を聞いて、県教委で決定いたしましよと、そのような決定方法にしたものでございます。ですから今、新しい校歌にするとか、今の現在の高知西高等学校、高知国際中高等学校の校歌としてございますけれども、そのままにするとか、そういったものは改めて、令和5年度に入りまして御意見等もお聞きした後に、県教育委員会で決定するというふうにしております。

◎黒岩委員 生徒に聞くということは非常に大事なことだと思うんですけど、生徒に聞く聞き方、対応の仕方によって、現行のそのままの校歌を歌うということにもつながり得るし、全く新しい方向にするということにもつながる。だから話し方、持って行き方によって、全然違ってくると思うんですよ。だからこういう事例もありますよと。安芸のほうでは生徒を中心に、新しい新中高等学校の校歌を作成してますよと。だから国際についても、そういう方向で協議をしたらどうかということの趣旨をきちっと話をしないと。現行のまま、いろんな騒動があったように、もめたような状況の中で、新しい生徒は知らないわけですから、そういう方向に行きがちだと思います。そういう意味で、新しい学校にふさわしいものをきちっと考えることを選択肢として検討できるような素地を与えてあげないといけないと思います。そのあたりは言っておきたいと思います。

◎野田高等学校振興課長 高知国際中高等学校の校歌につきましては、新入生、全く校歌について知らないということも確かにございます。しっかりと今までの経緯とかも含めまして、御理解をいただいた上で進めていきたいと思っております。またその聞き方については、教育委員会のほうでもしっかりと議論を重ねながら、取組を進めていきたいと思っております。

◎大石委員長 質疑を終わります。

〈保健体育課〉

◎大石委員長 続きまして、令和4年度全国高等学校総合体育大会開催実績報告について、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 令和4年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイの開催実績を報告させていただきます。報告事項の赤い保健体育課のインデックス、1ページをお願いいたします。

本年度のインターハイは、四国4県と和歌山県で開催され、高知県では7月26日から8月23日にかけて、8競技、10種目が開催されました。

大会全体の報告書につきましては、先月、議会の皆様や関係者等には、事前に配付させていただいておりますので、概略ではございますが報告させていただきます。

それでは、3のところを御覧ください。本県における開催競技の開催日程等について、を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、ソフトボールとテニスの開会式を中止。競技によっては、天候の関係で競技開始時間が遅れたりすることもありましたが、大きなトラブルもなく、この表のとおり競技日程を無事終了することができております。

2ページを御覧ください。4本県開催競技における参加者数の表にありますとおり、全国から選手6,866人、監督コーチ2,223人がエントリーし、高知で日頃の鍛錬の成果を発揮し、熱い戦いを繰り広げました。昨年度の北信越大会では、コロナ対策として全競技無観客での実施でしたが、高知県では表のとおり、高知県の高校生補助員2,195人を含め、約4万人を超える規模での開催となりました。なお、インターハイの配宿センターが取扱いをした関係者だけでも、約4万9,000泊の配宿実績があり、夏休みで宿泊施設の繁忙期でしたが、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合、高知市旅館ホテル協同組合、各宿泊施設の皆様の御協力をいただき、無事開催することができております。

5医師・看護師の配置実績を御覧ください。新型コロナウイルス感染症拡大で医療機関も大変な中、医師・看護師の配置について、高知県医師会をはじめ高知県看護協会等の皆様にも御協力いただきました。格闘技や炎天下での外の競技もあることから、医師等の配置は運営の大きな安心につながったと考えております。

6の傷病者数等につきましては記載のとおりでございますが、いずれもその日のうちに宿泊施設へ帰るなど、大きなけが等はなかったとのことでございます。

3ページをお願いいたします。今大会全体の高知県選手の主な大会成績を記載しております。個人では、高知開催のレスリング、徳島開催の弓道で1位となっております。そのほかの個人団体でも、高知県の高校生が大変活躍をしていただいております。

次に4ページをお願いいたします。4ページから6ページにかけて、大会前から様々な準備で関わった、高校生活動についてまとめております。4ページの(1)競技会場装飾用草花栽培や、その下の(4)手作り記念品製作をはじめとして、多くの高校生がインターハイを支えてくれました。

この大会を開催するために、学校や教育委員会関係者はもとより、医療、救急、宿泊、衛生など、多くの関係機関の皆様の御協力で大会を開催することができました。コロナ禍の中で制約も多い中、選手と大会を支える地元高校生が活躍できたと考えております。

簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

なければ、1点だけ。ちょっとずれるかもしれませんが、この参加者数の中で、観客の延べ数が2万8,562人ということですから。ちょっと難しいかもしれませんが、県内外の大体の割合というのは分かりますか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 県内外のはっきりした数字は把握しておりません。ただ、やはり観客が入れるということでは、県外からの父兄の方が多かったということを記憶しております。相撲競技などは、やはり地元の方もたくさんいらっしゃっておいしかったですけれども、父兄の方、県外からが多かったと感じております。申し訳ございません。割合までは。

◎大石委員長 いや、構いません。ちょっと質問変えますけれども、その延べの宿泊者数ですね。これ、どれぐらいでしたですか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 4万9,000泊と先ほど言わせていただいたのは、それは関係者のみということで。観客はちょっと把握をしておりません。

◎大石委員長 分かりました。それで、これちょっと所管外かもしれませんが、この宿泊に協力してくれた県内の宿泊施設、あるいは受入れをしなかった施設というのは、それぞれあるんでしょうか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 はい。協力をさせていただいた施設は、一覧等にはありますけれども、やはり宿泊キャパシティとか、あまり会場から遠くなりますと選手に負担がかかりますので、今回そういう関係者の皆様、旅館業の関係者の皆様のおかげで、安芸市から、いの町、土佐市の間で宿泊が賄えたというところで、非常にありがたく思っております。ほかの3県の場合は県外にまたがったりする場合もあったということをお聞きしております。選手、監督の負担が、御協力によりかなり軽減されたということで、非常に感謝しております。

◎大石委員長 その宿泊の金額は、どういうふうに出してきたんですか。定額ですか。宿泊施設によって違いがあるんですか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 宿泊施設によって1泊2食で幾らとか、素泊まりで幾らというランクがあります。全国高体連と配宿の契約を結んでおります業者と、実行委員会とも協議をして、選手、各学校がその希望を言って、配宿をされるということになっております。

◎大石委員長 なぜこういうことを聞くかといいますと、実態がどうか分かりませんが、県内資本の主な宿泊施設は、やはり県がやることだからということで、随分協力してくれたように聞いてるんです。そういう中で、高校生を泊めるからということで、ピーク時にもかかわらず結構安値といいますか、勉強していただいて宿泊させていただいてる

と思うんです。一方で、全く協力してくれなかった県外資本の宿泊施設の皆さんは、むしろその間、要は県内の空きがないわけですから、非常に高値で売り抜けたという話がありまして。だから、そういう意味では、協力したところが経済的にはばかを見たという話も聞いておりますけれども。そういう実態については把握されてますか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 旅館ホテル業の会長、副会長等と話をする中で、そういうことは聞いておりました。やはりどうしてもそういう高いお金が、インターハイということでやっぱり抑えられるということ。また負け帰りという課題があるということは、私たちも大変申し訳ないと思うところではございますけれども、おととしから、ホテル等の会へ行って、やはり何とか将来のお客さんということも見越して、子供たちの協力をできるだけしてほしいということをお願いをしてくる中で、御協力をいただいたというところで、大変もう感謝しかないというところでございます。

◎大石委員長 はい。そういった実態があるということで、非常に難しい問題だと思っておりますけれども。今、企画監は感謝というふうにおっしゃいましたけれども、宿泊施設の皆さん、特に県内資本はずっとコロナで本当に厳しい中でやってきて、こういうときにもうけるのは県外の、県に協力しない企業ばかりというのも、やはり理不尽な思いもしますし。その感謝の気持ち、後はどう表すかですけれども、企画監からそういうお話がありましたけれども、県あるいは教育委員会としてしっかり、そういった協力してくれたところには何かの形で感謝を表すべきじゃないかというふうに思います。加えて、今後観光部局とか他部局とも話をして、こういうときに協力してくれたところに対して、県がしっかりサポートをしていくということで、協力しない施設と、やっぱり一律に扱わないという、何かそういう考えをどこかで出すことが大事なんじゃないかなと思います。これは教育委員会の責任ではないんですけれども、ぜひ、こういう実態があったということを、県全体で共有してもらいたいなと思いますので。そのことをちょっと申し添えておきたいと思います。教育長、もし御答弁がありましたらお願いいたします。

◎長岡教育長 はい。おっしゃっていただいたように、本当に御協力いただいた宿泊所の方にはもう、心からのお礼を言いたいと思いますし、やはりそれによって損をかけたということについては、非常に申し訳なく思っております。また我々として何ができるのか、教育委員会として、また観光部局のほうとも、そこはまた考えて検討していきたいというふうに思います。本当にけどありがたかった。おかげさまで、全国の子供たちが十分にパフォーマンスを示せたということで、本当に心から御礼を言いたいと思います。

◎大石委員長 はい、分かりました。ぜひまたいろいろ御検討いただけたらと思います。

◎野町副委員長 先ほどのお話で、僕は初めて聞いたんで、ちょっとびっくりしましたがけれども。できるかどうか分かりませんが、恩返しという意味では、この8月に開催され

る全国中学校体育大会で、結構高知県内にたくさんの方が入ってくるわけですから、気持ちとしてはやっぱり観光部局も含めて、その話をぜひ1度は、旅館組合の皆さん方も含めて、お話ししておくべきじゃないかなあとも思いました。

◎大石委員長 要請ということで。

◎野町副委員長 要請ということです。

◎上田（周）委員 この大会の目的は、何も選手のみならず、全員参加ということで、1つだけ実例を申し上げたいと思います。先生方で実際その現場へ行ってる方もおいでるかも分かりませんが、陸の玄関、JR高知駅、旅広場含めて、本当にユニホーム着て、男性、女性、子供が一生懸命JRでお着きになる方、高速バスでお着きになる方、全ての人に対応して。すごいね、涙が出るばあ、歓迎しますってやりました。そういうことをここで総括するに、激励しちゃってください。よかったのうと。素晴らしい成績を収めちゅう人も、もちろんおりますわね。含めて。今副委員長も言ったけど、次の、猛暑の中でやる中学の総体へ生かしてくださいやということで、よろしくお願いします。

◎長岡教育長 一応ということはないんですけど、準備委員会の方々や、役員の方々には、私からも御礼を言ってきたところではありますけれども。やはり多くの高校生が参加してくださって、協力をいただいた。そういう意味で、高校生の方々には学校訪問のたびに御礼も、そしてこれからも言っていきたいと。またそしていろいろな場面で協力もいただきたいというお話も、感謝とともにかけていきたいと思います。

◎大石委員長 これは県全体の話ですから、今日委員会でこういう話が出たというのも、ぜひ知事にもお伝えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑を終わります。

続きまして、そのまま保健体育課でありますけれども、部活動の地域連携・地域移行に係る検討状況について説明を求めます。

◎前田保健体育課長 引き続き、部活動の地域連携・地域移行に係る検討状況について、報告させていただきます。同じ資料の7ページをお願いいたします。この資料は2月8日に開催しました、第2回高知県における部活動地域移行検討会議での資料となっております。

これまで総務委員会では、部活動の地域移行に関して、9月には高知県における部活動地域移行検討会議の設置、その協議内容の報告、12月には国が公表したガイドラインの改定案の内容と、10月に実施した地域移行に関するアンケート結果の報告をさせていただいております。

本日の資料、表の上段の中段ほどにあります、12月の27日公表のガイドラインのところから説明をさせていただきたいと思います。パブリックコメントを経た後、スポーツ庁のほうからは、各自治体の取組状況や、首長団体などからの意見から、3年間での移行達成

は現実的に難しい、各自治体の検討準備状況が様々、部活動指導員の活用も含めた地域連携の推進など、地域によって多様な進め方が考えられることが分かったことから、休日の部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和5から7年度を改革推進期間として位置づけ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すと、大きく内容が変更されております。そして、令和8年度以降にガイドラインの見直し、さらなる支援方策の検討という内容に変わってきております。

国の事業につきましても、地域移行を前提とした事業から、今年度、土佐清水のほうで取り組んでいただいている実践研究事業、拡大する事業へ内容を変更するものとなっております。

このような国の動きを受けまして、高知県の今後の取組については、県では本年度設置しております部活動地域移行検討会議から名称を変え、仮称ですが、部活動の地域連携・地域移行検討会議を引き続き開催し、推進計画の策定などを行う予定です。市町村においては部活動改革の協議会等を設置開催し、地域連携・地域移行の取組による、部活動改革の推進をお願いしていきます。

具体的な取組は、そこに記載のような内容で進めていく予定となっております。令和8年度以降の国のガイドライン見直し、支援方策などに合わせて、県内の学校部活動の地域連携や地域移行への取組状況なども踏まえ、県としての方向性を示していきたいと考えております。

8ページをお願いいたします。学校部活動、学校部活動の地域連携・地域移行のイメージ図に、学校部活動の課題への対応や、本年度、土佐清水市が取り組んでいる地域移行、県中体連主催大会への出場の可否などをまとめたものが、その表でございます。

まず、左上の学校部活動については、高知県内においても様々な課題が見え始め、学校だけの対応は難しい状況となってきております。課題に記載してあるような、課題などがあり、団体競技の救済措置として合同チームが出てきておりますが、これについても例えば、新入生の加入や3年生の引退のたびに、単独や合同チームが繰り返されることや、遠方の学校との練習、競技によっては4校での合同といったような現状もございます。

このような学校部活動の課題解決のため、左下にあるように地域連携として、専門でなく指導ができない教員に代わり、部活動指導員などの活用、拠点校での合同部活動などが考えられます。ただし、下の※にあるように、現時点で引率や大会参加ができませんが、令和5年度から基準の緩和ができるよう現在調整をしております。

右上の地域クラブ等の活動（地域移行）は、高知県では、県中体連とも協議を行いながら、地域移行という捉え方について、学校部活動から移行した活動だけという狭い捉え方でなく、学校以外で地域が担う活動を含むという捉え方をしております。このことにより、子供たちの選択肢を広げる可能性が大きく広がってまいります。これまで学校に部活動が

なければ大会に参加できなかった生徒が、地域の力を借りれば参加可能となってきます。既存の総合型地域スポーツクラブのサークルや、スポーツ少年団での活動が、中学生でも継続が可能であれば、市町村教育委員会が地域移行していると県中体連に申請すれば、参加できることとなっております。

本年度、モデル事業を行っている土佐清水市では、一番上にある総合型クラブで、ジュニアから継続している中学生の硬式テニス、バドミントンにおいて、土佐清水市教育委員会から県中体連に地域移行の申請を行い、大会等に総合型クラブの指導者の引率により参加できる体制となっております。

このように、これまで小学生から参加している既存の団体であれば、会費や活動場所への移動などの件なども、比較的スムーズに解決できる内容かと思われます。また総合型クラブなどに新たな種目を追加していく場合は、比較的導入しやすいのではないかと思います。

地域によっては、一番下にある、その他の団体・新たな運営団体等により、新たに生徒が参加できる体制を整備するという方法も考えられます。これまで、小学生や中学生の指導を行っていない団体等が実施する場合には、指導者、生徒の移動手段、経費負担、会費の問題など、多くの解決しなければならないことが考えられ、準備には時間がかかるのではないかと考えております。

県としましては、今回の部活動改革を進めるときに、中学生が選択できる取組を進める方向でいきたいと考えております。生徒によっては、ニーズの部分にも記載しておりますが、友達と楽しみたい、専門指導を受けたい、学校の部活動にない活動をやりたい、週3回程度の活動でいい、楽器が演奏できるようになりたいなど、様々なニーズがあると思われます。学校部活動、学校部活動の地域連携、地域クラブなどの活動など、学校と地域が連携できれば、生徒の選択肢を広げる取組につながると考えております。

国も部活動の地域連携・地域移行については、予定どおり令和5年度から改革をスタートさせることとしておりますので、各市町村においても今後の部活動の在り方などを含め、地域連携・地域移行に関する協議会などを設置し、取組を行っていくよう依頼も行い、あわせて協議会等へ県も参加し、支援を行っていくと考えております。

また市町村単独では対応できない場合など、広域的な対応が必要な場合には、県教育委員会と、地域スポーツ、文化活動を所管する、文化生活スポーツ部とも連携し、市町村間の調整などを行っていく予定です。今後、先日開催した県の検討会議での御意見や、この場での御意見等も踏まえまして、3月下旬には各市町村へ通知していきたいと考えております。説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 中学生を中心に子供たちの選択肢をどう広げるかという視点は、やっぱりす

ごく大事な視点のことで、当初令和8年までと区切られていたときに、本当に現場はみんな混乱して、ちょっとあたふたなつたんですけど、国のほうもやっぱり現状を踏まえて、先へ送るということになって、それはすごくよかったなと思うんですけど、今後のことでいうと、経費負担と会費の問題というのは1つの大きな問題になってくるだろうなと。誰が会場を構えて、その会場費をどうするかとか、様々な楽器を誰が管理してどうするかとか、そういう問題は、すごく大きいなと思うんです。そういう議論はどこで、どんなふうこれから積み上げられていけることになるんでしょうか。

◎前田保健体育課長 先ほど予算のほうで説明もあつたんですが、実証事業というところが、受けていただくような形でこれから動いていきますので。まずはそこで、地域移行に関してどんな課題があるのか、言われた会費のことだったりとか指導者のこととか、そういったものをしっかり議論していただきながら、最終的には地域へ移ったときに、その財政的な支援というのがまだ出てきてませんので、ここあたりはやりながら。ほかの県に聞きますと、やっぱり同じこと言われてますので、そこはしっかり政策提言とか、そういったところで県を挙げてやっていかないといけないかなと思っております。

◎塚地委員 しつこいぐらい格差の問題を言ってるんですけど、やっぱりそういうことが、すごく経済格差が逆に現れやすい状況をつくることにもなりかねないので。でも一方で本当に、誰でも、どこでも、いつでも、スポーツも、文化も楽しめるということに地域がなっていくというのは、最高の姿にはなろうかと思うので。また実証事業の中で様々な課題を洗い出していただいて、ぜひ積極的な提言もしていただいて、やっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

◎三石委員 高知県における取組よね。慎重にね、いろいろ研究して。先ほど言いましたけど、子供は必ず学校へ帰るわけでね。担任の先生との関わり、その他の先生方の関わり、そんなようなことも含めて慎重に、県としていいものをつくり上げていっていただきたい。これも時代の流れだと私は思うからね。あえて反対しませんけどね。とにかく慎重に、いいものをつくり上げていただきたいと、このように思います。

◎野町副委員長 先ほどのところでちょっと途中になりましたので、1つだけ言わせていただきたいですけども。私も実は母校である安芸市立安芸中学校の、開かれた学校推進委員をいまだにやっておりますけれども、とにかく団体競技が、もうほとんどないような状況で。野球部もない、サッカーも成立しない、バレーも、吹奏楽部も成立しないみたいな、本当にかわいそうな状況の中で、合同で何とかやってるわけですけども。これはもう、いい方向の国の見直しも含めて、本当によかったなと、少し安心をしました。ぜひ三石委員もおっしゃるように、慎重に、生徒の参加機会、あるいはその成果の出せる機会を増やしてあげていただきたいなと思えます。

ただ1つだけ、先生方の働き方改革のところに関わってくると思いますが、この

前のところで少し触れましたけど、学校の部活動をどれぐらい地域移行させるのかというところも踏まえて考えると、まだまだそこら辺は分からないところだろうと思いますけれども、要は、部活動をやる先生と、やらない先生というのが、今でもあるわけです。地域移行するということになると、やらない先生とやる先生が、さらに差が出てくるんじゃないかなと思うんです。そのときに、いわゆる給特法の関係で、公立学校の先生方には、いわゆる時間外を払う必要はないということになって、結局、私立の学校とも随分差も出てきます。そこら辺、最後に説明いただいた資料の中にもありますように、教員の兼職兼業も認めながら、地域移行をしていくということを含めて考えると、やっぱり給特法の改正という部分も、一定、例えば全国知事会を通じて今も要望してるのかもしれないけれども、そこら辺は政策提言も含めてやっていながら、しっかりやれる先生、あるいはやろうとしている先生方については、時間外を含めて手当も支給をしていく方向でやっていくべきんじゃないかなと、私は現場を見ててすごく思うところがあります。本当に一生懸命、本当に生徒にも信頼を受けてやってるんだけど、ボランティアだみたいな話ってびっくりしましたけど、そういうのが現状ですから、そこは変えていくべきじゃないか。そこで県の教育委員会としてもしっかり国に対して訴えていくというのは、今の流れなんじゃないかなとったりします。66年前に4%ベースアップをしたから払う必要はないという話になってるわけですけど、77年前に出来た給特法がそのまま通用してるというのは変な話ですから。この今の時代の流れの中では、そこら辺はしっかり訴えていくべきじゃないか。そのことが公立学校の先生になりたくないという方の、大きな一因になってるんじゃないかなと。クラブを任されるとボランティアだって、みたいな話って相当ありますから。それって、めっちゃおかしい話じゃないかなと思うんです。そこら辺も踏まえて、ぜひこの地域移行ということを、県教委としても捉えていただければいいんじゃないかなと思うんですけど。そこら辺はどうでしょう。課長、教育長含めて。

◎前田保健体育課長 多分これから実証事業というのが始まってきます。また来年度は、多くの都道府県とかでやられると思いますので、政策提言につきましても、各都道府県のほうからいろんなものが上がってきますので、全国の教育長会とか、知事会のほうでまた上がるかもしれません。そういった中に高知県としても一緒に入れていただきながら、やっていきたいと。当然、教員の兼職兼業という話も多分出てこようかと思しますので、そこは国に対して、各都道府県とか等も連携しながらやっていければとは考えております。

あと、地域移行が全てではないと思ってます。先ほども言わせていただきましたが、学校部活等、地域連携・地域移行という中で、地域によってどれというのが多分、なかなか形が見えないかもしれませんが、3年間のうちに、どういう形が子供たちにとって一番いいのか、そこを市町村と学校と話をしながら、慎重にという言葉もございましたとおり、しっかりそこを話しながら、やっていきたいと考えてます。

◎長岡教育長 今お話しいただいたように、部活動を今まで学校教育が担ってきたところで、そこには非常に大きな教育的な価値があったと。先生と生徒の関係をつくるとか、いわゆる人間教育、頑張ることを教えるとか、友達と人間関係をつくるとか、そういうものが非常にたくさんあったと思います。そういったことをどう受け継いでいくのかということも、当然議論していかなければならないことだと思います。ただ単に形を地域に変えるだけではなくて、そういう教育的価値をどうしていくんだということも含めて、議論をしていかなければいけない。そして、あわせて今話があったように、教員にとって、当然子供にとってどれがいいんだというお話とともに、教員の働き方も含めて、今後じっくり考えていかなければならない。慎重に考えていくべきことだと考えております。

◎野町副委員長 慎重に考えるということと、ゆっくり考えればいいという話は全然別だと思います。私が先ほど言いましたように、本当に中学生のこの多感な時期に野球もできない、サッカーもできない、バスケットもできない、バレーもできない、吹奏楽もできないみたいな中学生が、今そこにいるんですよ。その方々がコンクールにも出られない、大会にも出られない、成績も上げられない、褒められない、そういう現実が今そこにあって。それはしっかり、慎重に考えていただかなければならないんですけど、今そういう子供たちがいるということも含めて、モデル事業も含めて、速やかにやれるところは速やかにやっていただきたいというのが私の願いであります。これ要請で。

◎長岡教育長 当然、やはりそこは子供たちのことを一番に考えないといけない。できるものは早急に取りかかっているといけない。そういうふうには考えております。ただ、考えるべきところは慎重に考えていかないといけない。その2つを合わせてやっていくことだと考えています。

◎大石委員長 1点だけ。中体連の、いわゆるクラブチームが出場できるというふうになって、参加規定が2月3日付で関係校に送付されて、来年度から本格的に始まると思います。その中で、さっき副委員長が安芸市のお話されましたけど、市町村の枠がないので、安芸市の子供でも高知市のクラブチームに属して、高知市内の大会に出るということができるようになると思うんですけども。そういう中で、規定を見直してずっとやるということですけど、1つの条件が、地域移行した学校のところのクラブチームということになるかと思います。この地域移行する判断の責任者というのは、具体的にいうと中学校の校長先生になるんですか。

◎前田保健体育課長 今のところ中体連に、市町村教育委員会が申請するという手続になっております。市町村教育委員会のほうに民間の団体であったり、あるいはスポーツ少年団で中学生を受入れてもらって、そのままできるとなれば、そういう団体の方が教育委員会と話をして、教育委員会から中体連に申請ということになります。どうしても、学校部活動から移行したものが地域移行みたいなイメージなんですけど、先ほど冒頭でも言わせ

ていただきましたが、高知県のほうでは、地域で担っていただいているものについては、引き続きやるということで、中体連とも協議しながら。今までやったらスポ少で、中学校になったらやめていった子供がいると思うんですけど。そこが中学校に部活がない地域で、例えば剣道とか柔道やったら、多分道場でやってるかと思いますので、そういうので引き続き中学生も見れて、大会にも引率ができるというようなことになれば、市町村と話をさせていただいて、中体連に申請ということをやっただけだと、すぐできるのかなとは思っております。

◎大石委員長 なるほど。ちょっとじゃあ勘違いかもしれませんが。例えばクラブチームでずっと継続して、愛宕地区でやってきたと。ところが愛宕中学校が、じゃあ剣道部がないからということで、その愛宕中学校は剣道部がないけれども、ない状態では地域移行の対象にならない。要はその地域移行するという判断は、愛宕中学校がしないといけないということじゃないんですか。

◎前田保健体育課長 1つはそんなパターンもあるかもしれません。中体連が出してるのは、部活動が完全になくなったというのが1つ書いてたんですが、特例として、学校に部活動がなくても構わないというのがうたわれてますので。部活動がなくてもいいというのが、送られた要綱の中に書いてると思いますので。そこあたりを読み込んでいただくと。どうしても今の中学校体育連盟のほうは学校単位での活動というのが所管になりますので。そこからやると、部活動があって、それが完全に地域移行したものに対して認めると。ただ高知県でいうと、地域でスポーツ活動してる団体もあります。そこはもともと学校に部活がないずつやっていますので。そういうところも広く参加できるようなということで、中体連と話をしております。そういう形で御理解いただいたらと思うんですが。

◎大石委員長 その文章を、日本語を普通に読むとですね。登録を認められる条件というのは、学校部活動から移行された地域クラブ等とすると。だから、学校部活動から移行されたという、その移行されたという判断は、要は学校がするわけですね。教育委員会と。移行しました、ここに移行しますと、いうことですね。だから、その手続とか責任者が分かりづらかったんで今お伺いしたんですけども。どういうことでしょうか。

◎前田保健体育課長 そこは先ほど言われたように、学校からも完全に出てますというようなところで。申請については、また教育委員会からという形になろうかと思います。

◎大石委員長 そういう意味で言うと、非常にステークホルダーが複雑で、またクラブチーム側の意思もあるし、学校側の意思もあるし、お互いじゃあどうするのかとか、じゃあどこの学校と話しするのかとか。しかもクラブチームでいうと、例えば安芸市の中学校区でいうと全員が中学校が違うとか、そういう場合も十分ありうるわけで。そういうところをある種コンシェルジュするというか、相談窓口みたいのが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども。それは考えられてますか。

◎前田保健体育課長 今その要綱というか申込みについては、全部中体連のホームページに出てるということで、今、各市町村教育委員会に先ほどの文書を発送してます。それから中体連が所管する18競技の加盟団体にも、文書等で依頼をして、そういう小学生とかが続けてやりたいという場合については、こういう手続で中体連に相談してくださいというようにお願いをしています。そういった形で、周知していく形になっております。

◎大石委員長 分かりました。何でこんなことをお伺いするかというと、多分、各競技団体のトップには連絡行ってるんでしょうけど、そこから下のクラブチームには、あんまりまだ具体的に話が下りてないと思うんですね。だから、登録どうするのか、どうしていいのか分からない。あるいは、じゃあ愛宕中学校はたまたまバレー部がない、愛宕中学校も生徒1人だけいて、ほか全部違う学校の生徒で、クラブチームでバレー教えてるけど、じゃあ愛宕中学校に相談に行こうとかですかね。多分そういうことになってくると思うんですよね。だからそういう意味では、なかなかクラブチーム側の現場に話が下りてないような気がするので、ぜひそこは分かりやすく周知するようにしていただけないと、もう来年度から実際出れるところは出れるわけですから。走りながらかもしれませんけれども、これは教育の現場の話が大きく変わる話で、やっぱりクラブチーム側の熟度も非常に重要になってくると思いますので、ぜひそこは御留意いただけたらなと思いますので、よろしくお願いたします。

◎長岡教育長 済みません。この件ではないんですけど。先ほど私の発言の中で、インターハイに関わることで、高校生準備委員会というお話をさせていただいたかと思うんですけど。正式には高校生活動推進委員会という名称でしたので、訂正をさせていただきたいと思います。そして、それぞれの立場で主体的に参加してくださった高校生に対しまして、この県議会の総務委員会の先生方からもよく頑張ってくれたと、そして感動をいただいたといったような声をいただいた、このことにつきましては、校長会等を通じてしっかり高校生に伝えていきたいと思います。どうもありがとうございました。

◎大石委員長 ありがとうございます。ちょっと1点だけ確認ですけど、さっきの部活動の地域移行の話で、市町村の枠を設けなかったという、クラブチームで出れる選手がですね。これ具体的に言うと、例えば室戸市ですごく強いクラブチームがあって、そこが地域移行して、実際そのクラブチームで室戸市から、予選から試合に出れると。そのときに、宿毛市の子供がそのクラブチームに行きたいと言って、室戸市の予選から宿毛市の子が出て出ると。これは距離的には非常に部活動とは随分かけ離れた条件ですけど、実際今度の運用ではそういうこともできるという認識でいいんですね。

◎前田保健体育課長 それぞれの地区で県体に向けて地区予選がありますので、やはりその中で考えていくようなこと。申請についても地区中体連のほうにということが出てきますので、やはりふだんの練習ができるとか、そのあたりは教育委員会のほうが判断して

いただくということにはなろうかと思えます。やはり、何でもかんでも競技力みたいなどころに行くと、ちょっとそこは違うのかなと思えますので。やっぱり学校部活動でできない形が出来てきてますと。そこを地域の力を借りて、まずはその近くの近隣のところから始めていかないといけないのかなというふうには考えてます。あんまり強化に特化したような形では、ちょっと考えたくないなどは。またこれから市町村とも話もしていきますが、そんな方向ではいきたいと思っております。

◎大石委員長 まさに私も、そこが懸念するところだったので、今質問したんですけれども。一方でこの規定でいうと、それができる規定なんですよね。今御答弁されたように、近くでやってもらいたいと思えますということでありましたけど、それが縛られてるような規定になってないので、現実的にはそれできると思うんです。それはいかがですか。

◎前田保健体育課長 ちょっとまだ県中体連のほうも、日本中学校体育連盟から下りてきたものを運用に変えてますので。そこあたり、まだ移行の途中みたいになってますので。これからそういう文言とかを修正しながら、より地域の実情に応じた形に変わってこようと思えますので。そこはしっかり注意しながら、中体連らと一緒にやっていきたいと思っております。

◎大石委員長 そこはあくまでも、運用で何とかしようと思えば抜け道といいますかね、ずれてくるところあると思えますので。ぜひ明文化して、その意思を反映するように、今後の議論のときに検討していただきたいと思えます。これは要請をしておきます。

質疑を終わります。

これで、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

◎大石委員長 それでは、お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あした15日に行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは、以後の日程については、明日15日水曜日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時3分閉会)